共済貸付の手引

2025 年５月 20 日発行

日 本 郵 政 共 済 組 合

目　　次

第１章　共済組合貸付制度の概要 2
第１　共済組合の貸付制度 2
１　貸付制度の目的 2
２　貸付けの範囲 2
３　貸付けの原資 3
第２　貸付けの概要 4
１　貸付種類の体系 4
２　貸付けの要件等 4
３　貸付けの申込みから貸付金の受領まで 8
第３　貸付金の弁済 10
１　普通貸付・特別貸付の貸付金の弁済 10
２　一般住宅貸付の貸付金の弁済 11
３　特別住宅貸付の貸付金の弁済 13
４　災害時における弁済の猶予 13
第４　貸付金の利息 14
１　貸付金の利息 14
２　利息の控除 15
３　利息の計算の特例 16
４　利息の求め方 16
第５　団体信用生命保険制度 19
１　加入の要件 19
２　保険金 19
３　保険料 19
４　加入申込み 19
５　保険金の請求 20
６　高度障害 20
７　その他 20
第２章　貸付けの申込み 22
第１　全種別共通 22
１　貸付申込書の記載について 22
２　借用証書の記載について 25
第２　普通貸付（一般） 26
１　貸付申込人の資格 26
２　貸付申込事由 26
３　貸付限度額 26
４　弁済回数 26
５　貸付申込みに必要な書類 26
６　貸付申込事由を証明する資料の具体例 27
７　貸付後の手続 27

８　普通貸付（一般）申込みの注意事項 27
９　普通貸付（一般）の貸付申込事由の記入例 28
第３　普通貸付（物資） 29
１　貸付申込人の資格 29
２　貸付申込事由 29
３　貸付限度額 29
４　弁済回数 29
５　貸付申込みに必要な書類 29
６　貸付後の手続 30
７　普通貸付（物資）申込みの注意事項 30
８　普通貸付（物資）の貸付申込事由の記入例 31
第４　普通貸付（特認） 32
１　貸付申込人の資格 32
２　貸付申込事由 32
３　貸付限度額 32
４　弁済回数 32
５　貸付申込みに必要な書類 32
第５　特別貸付（教育） 33
１　貸付申込人の資格 33
２　貸付申込事由 33
３　貸付限度額 34
４　弁済回数 34
５　貸付申込みに必要な書類 35
６　貸付後の手続 35
７　特別貸付（教育）の貸付申込事由の記入例 36
第６　特別貸付（結婚） 38
１　貸付申込人の資格 38
２　貸付申込事由 38
３　貸付限度額 38
４　弁済回数 39
５　貸付申込みに必要な書類 39
６　特別貸付（結婚）の貸付申込事由の記入例 39
第７　特別貸付（災害） 40
１　貸付申込人の資格 40
２　貸付申込事由 40
３　貸付限度額 40
４　弁済回数 40
５　弁済の猶予 40
６　貸付申込みに必要な書類 41
７　特別貸付（災害）の貸付申込事由の記入例 41
第８　特別貸付（葬祭） 42

１　貸付申込人の資格 42
２　貸付申込事由 42
３　貸付限度額 42
４　弁済回数 42
５　貸付申込みに必要な書類 42
６　特別貸付（葬祭）の貸付申込事由の記入例 43
第９　特別貸付（医療） 44
１　貸付申込人の資格 44
２　貸付申込事由 44
３　貸付限度額 44
４　弁済回数 44
５　貸付申込みに必要な書類 45
６　特別貸付（医療）の貸付申込事由の記入例 45
第 10　一般住宅貸付 47
１　貸付申込人の資格 47
２　貸付申込事由 47
３　貸付金額 49
４　弁済回数 50
５　追加貸付 50
６　貸付申込みに必要な書類 51
７　添付書類の留意事項 52
８　貸付決定後の提出書類 54
９　貸付けを受けた物件の貸与又は譲渡の制限 55
10　元利均等弁済方式による一般住宅貸付 55
第 11　特別住宅貸付 56
１　貸付申込人の資格 56
２　貸付申込事由 56
３　貸付限度額 56
４　貸付申込みに必要な書類 56
５　取得の届出 56
第 12　借用証書の取扱い 57
１　借用証書の提出 57
２　貸付金が完済された場合の借用証書の取扱い 57
第３章　貸付決定後の手続 59
第１　貸付けの決定及び貸付金の交付 59
１　貸付けの決定 59
２　貸付金の交付 59
第２　弁済元利金の払込み 60
１　法定控除による払込み 60
２　臨時弁済による払込み 60
３　弁済元利金控除の特例 60

４　未弁済元利金の一時徴収 61

第１章

共済組合貸付制度の概要

第１章　共済組合貸付制度の概要

第１　共済組合の貸付制度

１　貸付制度の目的

私達の日常生活においてはいろいろな出来事があり、なかには予想もしなかった事態に直面し、臨時の出費を余儀なくされるということがあります。

また、計画的に生活設計を立てているような場合でも、自己資金だけではどうしても不足を生じてしまうということもあるでしょう。

このような場合に、共済組合員の相互扶助の趣旨をもって、安い利子で必要な貸付けを行い、組合員の生活安定とその向上に役立てる目的をもって設けられているのが共済組合貸付制度です。

２　貸付けの範囲

貸付制度は、相互扶助の精神に基づき設けられている共済組合福祉事業の一つであり、その趣旨からおのずと貸付けの行える範囲に制限が設けられています。

すなわち、組合員の日常生活上、真に必要なものであり、かつ、自己資金ではどうしても不足を生じる場合に貸付けを行うものであり、遊興費や営利を目的としたもの又は既に取得したものや既に支払いを済ませたもの※等は、当然貸付けの対象とはなりません。

※　例外として、特別貸付（教育・災害・葬祭・医療）で、緊急を要する場合には、共済センター長が特に必要と認めた場合については既に支払いを済ませた場合でも領収書等を確認資料として貸付けを行うことができます。

【重要事項】

(1)　貸付申込日及び送金日より前に支払いが完了しているもの（特別貸付（教育・災害・葬祭・医療）を除く）、現金支払（口座振込、口座振替、口座引落含む）以外のもの及び割賦販売は貸付対象外です。

(2)　書類偽造（申込書、見積書、領収書等）が判明した場合は、今後、全ての新規貸付の申込みはできなくなります。また、送金後に発覚した場合は、全額臨時弁済（以下「一括弁済」という。）をしていただきます。

(3)　申込書の「貸付申込の事由」に記載された内容及び添付された見積書の内容と、送金後に提出された領収書等を審査し、虚偽申込事由である場合は一括弁済をしていただくとともに、今後、全ての新規貸付の申込みはできなくなります。

(4)　上記(2)及び(3)に該当する場合は、当該事実を貸付申込人が所属する会社の関係部署に通知（情報提供）します。

(5)　借金やローンの返済に充てる費用、生活費に充てる費用、投資に充てる費用等は貸付けできません。

(6)　個人間の売買にかかる費用の貸付けはできません。

(7)　貸付限度額を超えた貸付けはできません。

３　貸付けの原資

貴重な積立金の中からの借入金ですから、貸付けに当たっては、貸付規程、運用に則った有効かつ適正な事務処理の励行が望まれます。

第２　貸付けの概要

１　貸付種類の体系（規程第５条）

- 貸　付
  - 普通貸付
    - 一般貸付（201）
    - 物資貸付（202）
    - 特認貸付（203）
  - 特別貸付
    - 教育貸付（301）
    - 結婚貸付（302）
    - 災害貸付（303）
    - 葬祭貸付（304）
    - 医療貸付（305）
  - 一般住宅貸付（101）
  - 特別住宅貸付（401）

２　貸付けの要件等

貸付けは、その必要とする事由に応じ、実状に即したものとするため、次のような種類に分けられており、それぞれ要件や範囲が定められています。（規程第５条、第６条、第９条、第 11 条、運用(1) 規程第５条関係）

貸付種類	申込事由等
普通貸付 （一般）	１　申込事由 組合員が臨時の支出を必要とする場合（他の貸付けに該当する場合は除く。） ２　申込資格 下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 190 万円以内 ４　弁済期間 90 か月以内 ５　利率 年 4.26%
普通貸付 （物資）	１　申込事由 10 万円以上の物資を購入するとき ２　申込資格 下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上

普通貸付 （物資）	３　貸付金額 10 万円※～190 万円 ※　10 万円未満の物資を購入する場合は、一般貸付となります。 ４　弁済期間 90 か月以内 ５　利率 年 4.26%
普通貸付 （特認）	１　申込事由 次の事由など本部長が必要と認めた場合 (1) 異動に伴う引越費用及び退去費用 (2) 海外出張費用 (3) 特別貸付（医療）の付随費用（交通費、育児費等） ２　申込資格 下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 380 万円以内 ４　弁済期間 120 か月以内 ５　利率 年 4.26%
特別貸付 （教育）	１　申込事由 組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の子が学校教育法に定める幼稚園、小・中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校、各種学校及びこれらに準ずる学校に入学又は就学する学資が必要なとき ２　申込資格 下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 １回の貸付けにつき 190 万円以内、総額 440 万円以内 ４　弁済期間 140 か月以内 ５　利率 年 1.16%
特別貸付 （結婚）	１　申込事由 組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の子が結婚するための費用が必要なとき ２　申込資格 下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 190 万円以内 ４　弁済期間 90 か月以内

特 別 貸 付 （結婚）	５　利率 　年 1.16%
特 別 貸 付 （災害）	１　申込事由 　自然災害、火災、その他非常災害による組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の居住する住居又は家財の被災の復旧に費用が必要なとき ２　申込資格 　下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 　380 万円以内 ４　弁済期間 　120 か月以内（弁済猶予期間 12 か月以内） ５　利率 　年 1.16%
特 別 貸 付 （葬祭）	１　申込事由 　組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母、（配偶者の父母を含む。）の死亡により葬祭を行うとき（葬式、墓地の購入、墓石の建設等）に費用が必要なとき ２　申込資格 　下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 　190 万円以内 ４　弁済期間 　90 か月以内 ５　利率 　年 1.16%
特 別 貸 付 （医療）	１　申込事由 　組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子、若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の医療費、出産費等病院等に支払う費用及び介護に要する費用が必要なとき。 　単に美容のみを目的とする整形の場合は除く。 ２　申込資格 　下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き６か月以上 ３　貸付金額 　380 万円以内 ４　弁済期間 　120 か月以内 ５　利率 　年 1.16%

<table>
<tr><th>貸付種類</th><th>申込事由等</th></tr>
<tr><td>一般住宅貸付</td><td>
１　申込事由
組合員又は組合員の被扶養者が住む家の新築や、増改築、修繕の資金あるいは、土地や建物の購入資金が必要なとき
２　申込資格
下記の要件をいずれも満たす組合員本人
(1) 退職手当の支給がある
(2) 組合員期間が引き続き３年以上
３　貸付金額
(1) 建物の新築、増改築、修繕又は購入（土地の購入を含む。）
住宅建設費（土地・建物の購入費、新築、増改築及び修繕工事費）の額以内。かつ、貸付申込日に自己都合退職すると仮定したときの退職手当相当額（組合員資格期間が引き続き５年以上の者については、５年後の退職手当推定額と５年間の元金弁済見込額との合計額）以内で、組合員資格期間により、次に定める金額の範囲内とする。
<table>
<tr><th>組合員期間</th><th>最低保障額</th><th>最高限度額</th></tr>
<tr><td>３年以上５年未満</td><td>300 万円</td><td rowspan="2">1,200 万円</td></tr>
<tr><td>５年以上 10 年未満</td><td>400 万円</td></tr>
<tr><td>10 年以上 15 年未満</td><td>700 万円</td><td rowspan="3">2,000 万円</td></tr>
<tr><td>15 年以上 20 年未満</td><td>1,200 万円</td></tr>
<tr><td>20 年以上</td><td>1,400 万円</td></tr>
</table>
(2) 社宅の建替えに伴う退去者に対する特別加算
社宅の建替えに伴い明渡しを請求された者が自ら居住するための住宅を新築又は購入（併せて土地を購入する場合を含む。）する場合は、前記(1)の最高限度額に 200 万円の特別加算を適用することができる。
４　弁済期間
50 万円以下･････････････････100 か月以内
50 万円超～100 万円以下････････150 か月以内
100 万円超～200 万円以下････････250 か月以内
200 万円超･････････････････････360 か月以内
５　利率
年 1.84%
</td></tr>
</table>

特別住宅貸付	１　申込事由 　退職を前提とした組合員の住宅の取得、建築（当該住宅にかかる土地を併せて購入する場合の費用を含む。）、増改築又は修繕の資金が必要なとき ２　申込資格 　下記の要件をいずれも満たす組合員本人 (1) 退職手当の支給がある (2) 組合員期間が引き続き 20 年以上で２年以内に自己都合により退職を予定している者又は５年以内に定年退職を予定している者 ３　貸付金額 　見積金額以内で、かつ、貸付申込日を退職の日と仮定した場合における退職手当の額以内とし、最高 2,000 万円まで。ただし、社宅の建替えに伴う退去者に対する特別加算適用の場合には、最高 2,200 万円までとする。 ４　弁済期間 　24 月及び 60 月以内 (1) ２年以内に自己都合により退職を予定している者　24 月以内 (2) ５年以内に定年退職を予定している者　60 月以内 ただし、利息を除き退職時に一括弁済 ５　利率 　年 1.84%

【注１】普通貸付及び特別貸付の総貸付額は 630 万円以内です。

【注２】貸付申込金額の単位は、住宅貸付は５万円の整数倍、普通貸付及び特別貸付は 100 円の整数倍です。

３　貸付けの申込みから貸付金の受領まで

貸付金は、毎月５日（１月及び５月については 10 日）及び 20 日（休日の場合は翌営業日）に、原則、貸付申込人名義の給与口座であるゆうちょ銀行総合口座（送金機能付）へ送金します。ゆうちょ銀行総合口座（送金機能付）以外の口座には送金できません。

貸付けを希望する場合は、共済組合ホームページに掲載されている送金スケジュールを確認の上、申込締切日（必着）までに共済センターへ貸付申込書等を送付してください。

なお、申込みに当たっては、内容不備や必要書類添付漏れ等により再提出を要することがありますので、十分に余裕をもって提出してください。

貸付種別ごとの取扱方法等についてはそれぞれの項で解説しますが、処理の主な流れは次のとおりです。（運用(11) 規程第 17 条関係、運用(12) 規程第 18 条関係、運用(13) 規程第 19 条関係）

【重要】

送金機能は、ゆうちょ銀行総合口座の通帳表紙裏見開き部分の「郵便振替口座開設（送金機能）」に「〇」印が付されていますので、ご確認ください。送金機能付通帳であっても、通常貯蓄貯金の通帳は送金対象外となり、送金できません。

【送金の流れ】

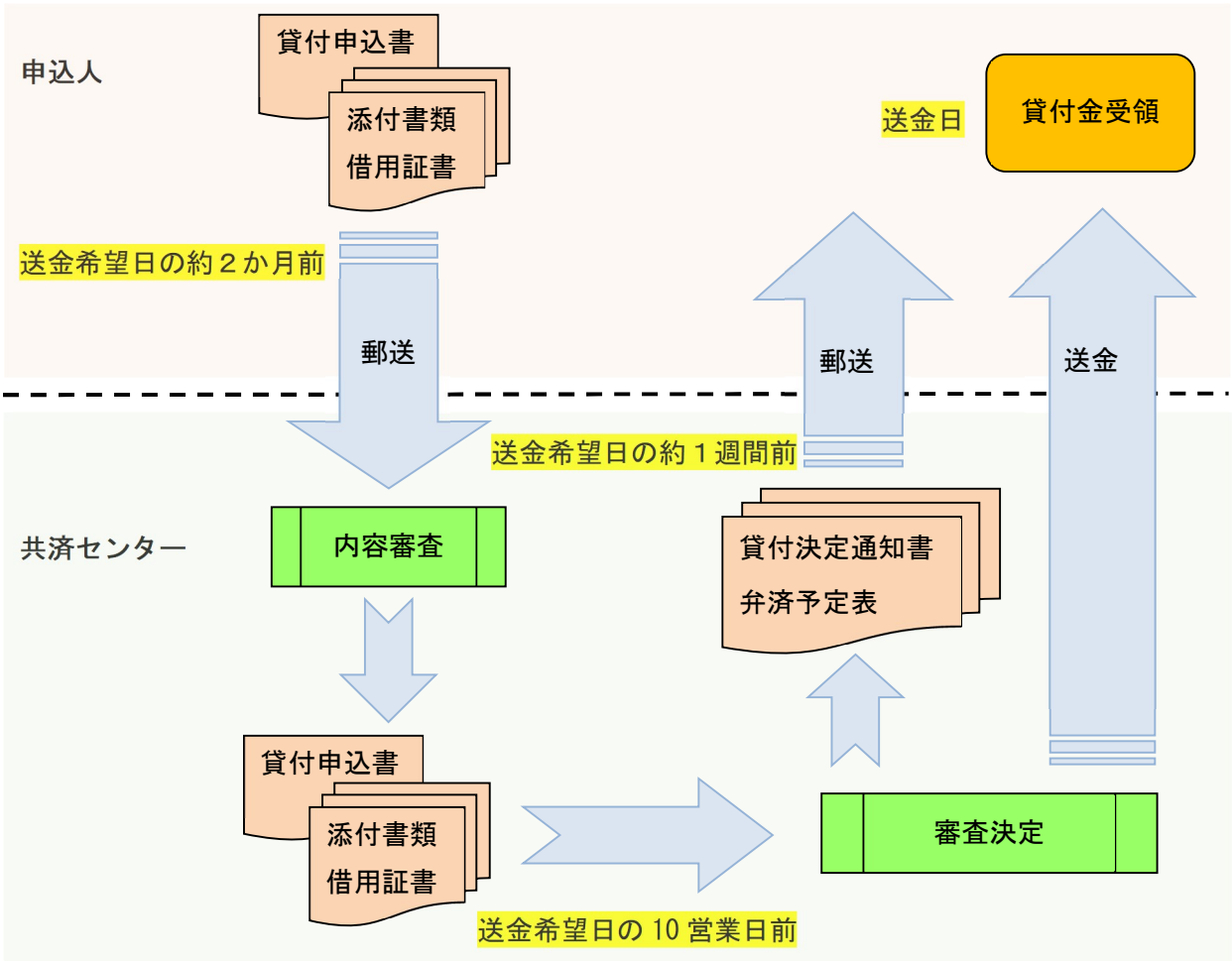
申込人
貸付申込書
添付書類
借用証書
送金希望日の約２か月前
郵送
送金日
貸付金受領
郵送
送金
送金希望日の約１週間前
共済センター
内容審査
貸付決定通知書
弁済予定表
貸付申込書
添付書類
借用証書
審査決定
送金希望日の 10 営業日前

第３　貸付金の弁済

１　普通貸付・特別貸付の貸付金の弁済

(1) 弁済の方法

貸付金の弁済は、それぞれの種類により定められた期間内に弁済することになっており、貸付けを受けた月の翌月から、次の方法により弁済します。（規程第 11 条第１項、第２項、運用(7)規程第 11 条関係エ）

ア　月賦による弁済

毎月の給与から法定控除により弁済するもの

イ　ボーナス併用払による弁済

月賦弁済と併せて夏期手当と年末手当（以下「ボーナス」といいます。）から法定控除により弁済するもの

ウ　臨時弁済

上記ア及びイのほか、未弁済元金の一部又は全部を臨時弁済するもの

(2) 弁済金

ア　月賦弁済金額及びボーナス弁済金額（規程第 11 条第３項、運用(7)　規程第 11 条関係ウ(ｲ)）

月賦弁済金額	ボーナス弁済金額
2,000 円以上で、かつ、200 円の整数倍の均等額	2,000 円以上で、かつ、1,000 円の整数倍の均等額 弁済元金の合計は、貸付金額の２分の１以内

【注】月賦弁済金額及びボーナス弁済金額は、弁済期間の途中で変更できません。

イ　臨時弁済額

(ｱ)　月賦のみにより弁済する貸付金の臨時弁済額は、１万円の整数倍の額（運用(7)規程第 11 条関係エ(ｱ)）

(ｲ)　ボーナス併用払により弁済する貸付金の臨時弁済額は、１万円の整数倍とし、ボーナスにより弁済する未弁済元金から充当

(3) 貸付金の利息

利息は、貸付月から計算し、月の末日における未弁済元金に対する利息を翌月の給与支給日に控除します。（規程第９条第２項）

【注】利息を計算した結果、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。（規程第９条第２項）

(4) ボーナス併用払の弁済開始時期

ボーナス併用払におけるボーナスからの弁済開始時期は、次表によるものとします。（運用(7)　規程第 11 条関係ウ(ｱ)）

貸付決定月	弁済開始となるボーナス
６月から 11 月まで	貸付け後、最初の年末手当
12 月から翌年５月まで	貸付け後、最初の夏期手当

【注１】月賦による弁済の猶予を承認された特別貸付（災害）については、据置期間満了時期が６月から 11 月までの間の場合は満了後最初の年末手当、12 月から翌年５月までの間の場合は、満了後最初の夏期手当となります。

【注２】特別貸付（災害）の弁済猶予については、第２章「貸付の申込み」の当該貸付けを参照してください。

２　一般住宅貸付の貸付金の弁済

(1) 弁済の方法

弁済の方法は、普通貸付・特別貸付の場合と同様です。

なお、弁済額の算出の仕方により、次の方式があります。

ア　元金均等弁済方式

全弁済期間を通して毎回の借入元金の弁済額（元金）が同額であるもの

イ　元利均等弁済方式

全弁済期間を通して毎回の弁済額（元金と利息の合計額）が同額であるもの

【注１】貸付金額が 200 万円を超える一般住宅貸付が対象となります。

【注２】ボーナス併用払についても、ボーナス月の弁済額は、毎回同額となります。

【参考】元金均等弁済方式と元利均等弁済方式との違い

両方式の違い及び特徴については、次のとおりです。

元金均等弁済方式は別名「残債方式」ともいわれ、従来から用いてきた弁済方法ですが、住宅貸付のように金額が高額になると当初の弁済額が多く、ある程度の弁済力が必要になります。

一方、元利均等弁済方式では、毎月の弁済額が完済まで変わらない反面、元金均等弁済方式に比べて当初弁済額が少なくてすむため、勤続年数の短い組合員でも借入れが容易に利用できます。ただし、支払利息総額は元金均等弁済方式よりも多くなるので、無理のない計画が必要となります。

弁済方式・概要図	特徴
元金均等弁済方式 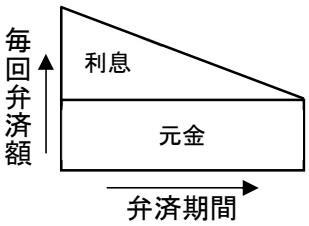 	①　弁済元金が毎月同額である。 ②　弁済利息が逓減する。 ③　弁済元利金額が逓減する。 ④　１回当たりの弁済元利金額が、前半は元利均等よりも高いが、途中で逆転する。 ⑤　利息の総額が元利均等よりも少ない。 ⑥　弁済力の高い者に便利である。
元利均等弁済方式 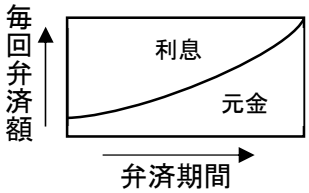 	①　弁済元金が逓増する。 ②　弁済利息が逓減する。 ③　弁済元利金額が毎回同額となる。 ④　１回当たりの弁済元利金額が、前半は元金均等より低いが、後半は高くなる。 ⑤　利息の総額が元金均等よりも多い。 ⑥　弁済力の低い者に便利である。

(2)　弁済金

ア　元金均等の場合の月賦弁済金額及びボーナス弁済金額（規程第 11 条第３項）

貸付金額	月例控除額	ボーナス控除額
50 万円以下	5,000 円以上で、かつ、 1,000 円の整数倍の均等額	5,000 円以上で、かつ、 1,000 円の整数倍の均等額
50 万円超～100 万円以下	6,000 円以上で、かつ、 1,000 円の整数倍の均等額	
100 万円超～200 万円以下	7,000 円以上で、かつ、 1,000 円の整数倍の均等額	
200 万円超	8,000 円以上で、かつ、 1,000 円の整数倍の均等額	

【注】月賦弁済金額及びボーナス弁済金額は、弁済期間の途中で変更できません。

【補足】元利均等弁済方式の場合のボーナス併用払によるボーナス弁済金額の合計は、貸付金額の２分の１以内となります。

イ　臨時弁済金額

(ｱ)　元金均等弁済方式

前記「１　普通貸付・特別貸付の貸付金の弁済」を参照

(ｲ)　元利均等弁済方式

弁済予定表に基づいて残額を確認し、その全額（未払いの利息等を含む。）を弁済します。一部弁済はできません。（運用(7)　規程第 11 条関係エ(ｲ)）

(3)　ボーナス併用払の弁済開始時期

前記「１　普通貸付・特別貸付の貸付金の弁済」を参照

３　特別住宅貸付の貸付金の弁済

⑴ 貸付金の弁済は、退職時までの期間内に一括弁済することとし、月賦及びボーナス併用払による弁済はできません。（規程第 11 条第３項）

⑵ 貸付金の利息は、前記「１　普通貸付・特別貸付の貸付金の弁済」と同様に毎月控除されます。（規程第９条第２項）

⑶ 未弁済元金の一部又は全部を臨時弁済することができます。

４　災害時における弁済の猶予

⑴ 弁済の猶予

借受人が、風水害、地震、火災等による災害を受けた場合において、共済センター長が必要と認めたときは、既に貸付けを受けている特別貸付及び一般住宅貸付の未弁済元金の弁済を 12 か月間猶予することができます。（規程第 12 条）

この場合、借受人は、災害のあった日から６か月以内に、災害の内容、弁済の猶予を希望する月数等を記載した書面を共済センター長に提出してください。（運用⑻ 規程第 12 条関係）

⑵ 弁済猶予期間中の利息

弁済猶予期間中であっても、貸付金に対する利息は毎月徴収されます。（規程第９条第２項）

第４　貸付金の利息

１　貸付金の利息

貸付金の利息は、次の区分に応じた利率（2025 年４月１日現在）を月割りで計算します。

（規程第９条）

(1) 普通貸付・・・・年 4.26%

(2) 特別貸付・・・・年 1.16%

(3) 一般住宅貸付・・年 1.84%

(4) 特別住宅貸付・・年 1.84%

貸付種別（コード）		申込事由	利率
普通貸付	一般（201）	組合員が、臨時の支出を必要とするとき（他の貸付けに該当する場合を除く。）。	4.26%
	物資（202）	組合員が、10 万円以上の物資を購入するとき。	
	特認（203）	特に、共済組合本部長が認めたとき。	
特別貸付	教育（301）	組合員、組合員の被扶養者又は被扶養者以外の子が入学又は就学するときの教育費用（学校教育法に定める学校等に支払う費用）を支出するとき。	1.16%
	結婚（302）	組合員、組合員の被扶養者又は被扶養者以外の子が結婚するときの結婚費用（結婚式に出席する者の旅費等及び新居の引越等に伴う費用を除く。）を支出するとき。	
	災害（303）	組合員、組合員の被扶養者又は被扶養者以外の配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む。）の居住する住居又は家財が自然災害、火災、その他非常災害により損害を受けたときに、被災の復旧費用などを必要とするとき。	
	葬祭（304）	組合員、組合員の被扶養者又は被扶養者以外の配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む。）の死去に伴い葬祭を行うときの費用（葬式、墓地の購入、墓石の建築等に要する費用）を支出するとき。	
	医療（305）	組合員、組合員の被扶養者又は被扶養者以外の配偶者・子・父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるとき又は出産したときに、医療機関に医療費、出産費又は介護費用を支出するとき。（単に美容のみを目的とする整形の場合を除く。）	
住宅貸付	一般（101）	組合員又は組合員の被扶養者が居住する住宅の新築、増改築、修繕の資金又は土地・建物の購入資金が必要なとき。	1.84%
	特別（401）	２年以内に自己都合退職を予定している組合員又は５年以内に定年退職となる組合員が、住宅の取得、建築、増改築又は修繕の資金が必要なとき。	

２　利息の控除

(1) 通常の利息

ア　元金均等弁済方式

利息は、貸付月から計算し、月の末日における未弁済元金に対する利息を翌月の給与支給日に控除します。（規程第９条第２項）

【注１】利息を計算した結果、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。（規程第９条第２項）

【注２】ボーナス弁済では、利息を控除しません。

イ　元利均等弁済方式

月例控除により弁済額に係る利息については、月例控除による弁済額の前月の末日における未弁済元金に対する利息を次により算出します。

また、ボーナス控除による弁済額に係る利息については、ボーナス控除による弁済額の直近のボーナス支給期におけるボーナス弁済元金控除後の未弁済元金に対する利息を次により算出し、翌月の給与支給日及びボーナス支給日に控除します。（運用(6) 規程第９条関係）

【月例控除による弁済額に係る利息】

未弁済元金×年利率×１/12

【ボーナス控除による弁済額に係る利息】

未弁済元金×年利率×１/12×経過月数

未弁済元金：弁済を行う日の属する月の前月末日における未弁済元金

経 過 月 数：弁済を行う日の直前の弁済日の翌月（その弁済が第１回であるときは貸付日の翌月）から弁済を行う日の属する月までの月数

【注】利息を計算した結果、円位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。（規程第９条第２項）

(2) 臨時弁済の利息控除

ア　元金均等弁済方式

(ｱ) 貸付けを受けた日の属する月中に一括弁済をする場合は、１か月の利息を控除します。

【注】貸付けを受けた日の属する月中に一部弁済をすることはできません。

(ｲ) 貸付けを受けた日の属する月の翌月以降に臨時弁済をする場合、前月末日現在の未弁済元金に対する利息は、法定控除の際に徴収するため控除しません。

イ　元利均等弁済方式

元利均等弁済の場合は一括弁済のみ認められていますが、利息は次により取扱います。

(ｱ) 月賦弁済金額にかかる利息

法定控除により徴収しますので控除しません。

(ｲ) ボーナス弁済金額にかかる利息

Ａ　ボーナス支給月は、法定控除により徴収しますので控除しません。

Ｂ　ボーナス支給月以外の月は控除します。

３　利息の計算の特例

借受人が組合員の資格を喪失した場合の利息計算は、次の場合に限り、借受人が組合員の資格を喪失した日の前日に未弁済元金を弁済したものとして、資格喪失日以降の利息は控除しません。（規程第 10 条）

(1) 給与（退職手当を含む。）又は共済組合から支給される給付金から未弁済元金を控除するとき。

(2) 給与（退職手当を含む。）又は共済組合から支給される給付金が支給される以前に借受人が未弁済元金を一括弁済するとき。

【注】資格喪失日とは、借受人が退職又は死亡等した日の翌日です。

【参考】退職手当支給時の利息の計算例

・退職日・・・・・・・・・・・６月 20 日

・退職手当支給日・・・７月 10 日

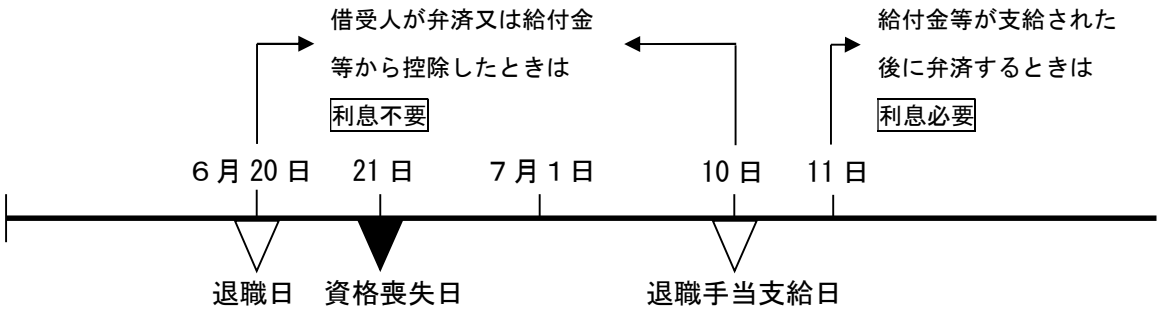

【注】給付金及び退職手当等から控除してもなお不足が生じ、その不足額を支給日の翌日以降に弁済する場合は、その不足額に対し、資格を喪失した日に遡及して利息が必要となります。

４　利息の求め方

【貸付申込の例】

貸付種別：一般住宅貸付

貸付金額：12,000,000 円

弁済回数：300 回、ボーナス弁済回数：50 回

貸付年月：2025 年４月

【注１】利息は、2025 年４月１日現在適用の利率で算出しています。

【注２】その月の未弁済元金に利率を掛けた数字が翌月の利息となります。
したがって、弁済が進むにつれて利息額は低くなっていきます。

【注３】団体信用生命保険に加入している場合は、利息に合算して団体信用生命保険料が控除されます。

(1) 元金均等弁済方式

ア　月賦弁済金額　　6,000,000 円

イ　ボーナス弁済金額　6,000,000 円

ウ　１回当たりの月賦弁済元金　　20,000 円（6,000,000 円÷300 回）

エ　１回当たりのボーナス弁済金額　120,000 円（6,000,000 円÷50 回）

オ　初回弁済利息の算出

12,000,000 円×1.84%×1/12＝**18,400 円**（円位未満端数切捨）

カ　初回団信保険料の算出（以降、未弁済元金×２円／10,000 円）

12,000,000 円×２円／10,000 円＝**2,400 円**

キ　第２回の弁済利息の算出

12,000,000 円－20,000 円（初回の元金）＝11,980,000 円（初回月賦弁済後の残高）

11,980,000 円×1.84%×1/12＝**18,369 円**（円位未満端数切捨）

(2) 元金均等弁済方式の弁済予定表の例

弁済予定表

氏　名　共済 一

勤務局所　○○郵便局
貸付管理番号　01234567-101-01
貸付種目　一般住宅貸付

交付年月日　R7/ 4/ 7
弁済開始年月　R7/ 5
完済予定年月　R32/ 4
弁済方式　元金均等

貸付限度額
弁済可能月数　360か月
団信保険　団信加入
社宅加算　加算なし

貸付金額	合計	〔月賦弁済分元金〕	〔ﾎﾞｰﾅｽ弁済分元金〕	弁済金額	【月賦】	20,000円 × 300回 ×
	12,000,000円	6,000,000円	6,000,000円		【ﾎﾞｰﾅｽ】	120,000円 × 50回 ×
利率	1.84%					
利息累計	2,755,300円	団信保険料累計	359,400円	臨時弁済予定金額		

（単位：円）

弁済残回数	弁済年月		弁済金額	元金	利息	団信保険料	貸付金月末残高 残高合計	月賦残高	ﾎﾞｰﾅｽ残高
							12,000,000	6,000,000	6,000,000
350	R7/ 5	月	40,800	20,000	18,400	2,400	11,980,000	5,980,000	6,000,000
349	R7/ 6	月	40,765	20,000	18,369	2,396	11,960,000	5,960,000	6,000,000
348	R7/ 6	ボ	120,000	120,000	0	0	11,840,000	5,960,000	5,880,000
347	R7/ 7	月	40,522	20,000	18,154	2,368	11,820,000	5,940,000	5,880,000
346	R7/ 8	月	40,488	20,000	18,124	2,364	11,800,000	5,920,000	5,880,000
345	R7/ 9	月	40,453	20,000	18,093	2,360	11,780,000	5,900,000	5,880,000
344	R7/10	月	40,418	20,000	18,062	2,356	11,760,000	5,880,000	5,880,000
343	R7/11	月	40,384	20,000	18,032	2,352	11,740,000	5,860,000	5,880,000
342	R7/12	ボ	120,000	120,000	0	0	11,620,000	5,860,000	5,760,000
341	R7/12	月	40,349	20,000	18,001	2,348	11,600,000	5,840,000	5,760,000
340	R8/ 1	月	40,106	20,000	17,786	2,320	11,580,000	5,820,000	5,760,000
339	R8/ 2	月	40,072	20,000	17,756	2,316	11,560,000	5,800,000	5,760,000
338	R8/ 3	月	40,037	20,000	17,725	2,312	11,540,000	5,780,000	5,760,000
337	R8/ 4	月	40,002	20,000	17,694	2,308	11,520,000	5,760,000	5,760,000
336	R8/ 5	月	39,968	20,000	17,664	2,304	11,500,000	5,740,000	5,760,000

(3) 元利均等弁済方式

ア　月賦弁済金額　　6,000,000 円（１回の弁済額：　24,966 円）

イ　ボーナス弁済金額　6,000,000 円（１回の弁済額：149,793 円）

ウ　月賦分初回弁済利息の算出

6,000,000 円×1.84%×1／12＝**9,200 円**

エ　第２回の弁済利息の算出

24,966 円－9,200 円＝15,766 円（初回月賦元金）

6,000,000 円－15,766 円＝5,984,234 円（初回月賦弁済後の残高）

5,984,234 円×1.84%×1／12＝**9,175 円**

オ　ボーナス分初回弁済利息の算出

6,000,000 円×1.84%×1／12×２（４月～５月分）＝**18,400 円**

カ　ボーナス分第２回弁済利息の算出

149,337 円－18,400 円＝130,937 円（初回ボーナス弁済元金）

6,000,000 円－130,937 円＝5,869,063 円

5,869,063 円×1.84%×1／12×６＝**53,995 円**

(4) 元利均等弁済方式の弁済予定表の例

弁済予定表

氏　　名　　共済 一

勤務局所　　○○郵便局
貸付管理番号　　01234567-101-01
貸付種目　　一般住宅貸付

交付年月日　R7/ 4/ 7
弁済開始年月　R7/ 5
完済予定年月　R32/ 4
弁済方式　元利均等

貸付限度額
弁済可能月数　360か月
団信保険　団信非加入
社宅加算　加算なし

貸付金額	合計	〔月賦弁済分元金〕	〔ﾎﾞｰﾅｽ弁済分元金〕	弁済金額	【月賦】	24,966円 × 299回 24,963円 × 1回
	12,000,000円	6,000,000円	6,000,000円		【ﾎﾞｰﾅｽ】	149,337円 × 49回 149,313円 × 1回
利率	1.84%					
利息累計	2,956,623円	団信保険料累計	0円	臨時弁済予定金額		

（単位：円）

弁済残回数	弁済年月		弁済金額	元金	利息	団信保険料	貸付金月末残高 残高合計	月賦残高	ﾎﾞｰﾅｽ残高
							12,000,000	6,000,000	6,000,000
350	R7/ 5	月	24,966	15,766	9,200	0	11,984,234	5,984,234	6,000,000
349	R7/ 6	月	24,966	15,791	9,175	0	11,968,443	5,968,443	6,000,000
348	R7/ 6	ボ	149,337	130,937	18,400	0	11,837,506	5,968,443	5,869,063
347	R7/ 7	月	24,966	15,815	9,151	0	11,821,691	5,952,628	5,869,063
346	R7/ 8	月	24,966	15,839	9,127	0	11,805,852	5,936,789	5,869,063
345	R7/ 9	月	24,966	15,863	9,103	0	11,789,989	5,920,926	5,869,063
344	R7/10	月	24,966	15,888	9,078	0	11,774,101	5,905,038	5,869,063
343	R7/11	月	24,966	15,912	9,054	0	11,758,189	5,889,126	5,869,063
342	R7/12	ボ	149,337	95,342	53,995	0	11,662,847	5,889,126	5,773,721
341	R7/12	月	24,966	15,937	9,029	0	11,646,910	5,873,189	5,773,721
340	R8/ 1	月	24,966	15,961	9,005	0	11,630,949	5,857,228	5,773,721
339	R8/ 2	月	24,966	15,985	8,981	0	11,614,964	5,841,243	5,773,721
338	R8/ 3	月	24,966	16,010	8,956	0	11,598,954	5,825,233	5,773,721
337	R8/ 4	月	24,966	16,034	8,932	0	11,582,920	5,809,199	5,773,721
336	R8/ 5	月	24,966	16,059	8,907	0	11,566,861	5,793,140	5,773,721

第５　団体信用生命保険制度

この制度は、住宅貸付を借り受ける組合員が団体信用生命保険に加入することにより、万一、死亡した（又は高度障害となった）場合に、その債務が自動的に消滅する保険制度です。

１　加入の要件

(1) 住宅貸付の貸付金が 50 万円以上の者

(2) 加入申込日において、健康で正常に就業し、かつ、過去３年以内に下記の病気で、手術を受けたこと又は２週間以上にわたり医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます。）・投薬を受けたことがない者又は軽度な病状であって保険会社がその加入を認める者

病気名	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、高血圧症、不整脈、心不全、脳卒中、脳動脈硬化症、統合失調症、うつ病、認知症、神経症、自律神経失調症、てんかん、知的障がい、アルコール依存症、薬物中毒、ぜんそく、慢性気管支炎、肺結核、気管支拡張症、肺気腫、慢性へいそく性肺疾患、肺せんい症、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、腸へいそく、クローン病、肝炎（肝炎ウイルス感染含む）、肝硬変、肝機能障がい、胆石、胆のう炎、すい炎、腎炎、ネフローゼ、腎不全、のう胞腎、腎臓結石、尿路結石、白内障、緑内障、網膜の病気、角膜の病気、がん、肉腫、白血病、しゅよう、ポリープ、糖尿病、リウマチ、こうげん病、貧血症、紫斑病、甲状腺の病気 （以下、女性のみ）子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症

２　保険金

保険金の額は、保険事故が発生した日における住宅貸付の未弁済元利金に相当する金額

３　保険料

(1) 保険料の月額は、月の初日における住宅貸付の未弁済元金１万円につき２円（2022 年４月１日現在）の割合で算出した額（１円未満は切捨て）です。

算出方法：未弁済元金×0.0002＝１か月の保険料

(2) 保険料は、毎月の弁済元利金に加算して給与から控除します。

（弁済予定表では、団信保険料の欄に表示されています。）

【注】法定控除日以前に保険事故が発生した場合は、当該月の保険料の控除が必要です。

４　加入申込み

団信保険に加入しようとする者は「だんしん」加入申込書兼告知書に所要事項を記入して貸付申込書とあわせて提出します。

【補足】病状によっては告知の追加又は診断書の提出を必要とすることがあります。

５　保険金の請求

加入者が保険事故（死亡又は高度障害）に該当した場合は、当該加入者又はその遺族が次の書類を共済センターに提出します。

(1) 死亡した場合

病院等発行の死亡証明書（死体検案書）【写し可】

（所定の用紙でも差し支えありません。）

(2) 高度障害となった場合

障害診断書（所定の用紙の原本に限る。）

６　高度障害

保険金請求の対象となる高度障害状態とは、保障（責任）開始日以後に生じた傷害又は疾病が原因で、次のいずれかの状態に該当する場合です。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
(2) 言語又は咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
(3) 中枢神経系又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(5) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、又はその用を全く永久に失ったもの
(6) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、又はその用を全く永久に失ったもの
(7) １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
(8) １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

７　その他

(1) 団信保険の保険料は所得税法による生命保険料控除の対象とはなりません。
(2) 加入者が脱退しようとする場合は、「団信保険脱退届出書」を脱退しようとする月の前月の 15 日までに共済センター長に提出します。

【注】脱退した場合は、当該貸付けについて再度加入することはできません。

第２章

貸付けの申込み

第２章　貸付けの申込み

第１　全種別共通

１　貸付申込書の記載について

(1) 記入上の注意

ア　消せる筆記具は使用しないでください。

イ　訂正印は、申込書及び借用証書に使用した印と同一の印を使用してください。

(2) 組合員情報欄

ア　組合員番号は、８桁の社員番号を記入してください。

イ　組合員氏名欄には漢字氏名及びフリガナを記入し、借用証書と同一の印で押印してください。

ウ　生年月日は元号を選択し、記入してください。

エ　自宅住所欄には、自宅の郵便番号及び住所（番地まで）を正確に記入してください。

オ　電話番号は、日中連絡が取れる連絡先を、優先度の高い順に記入してください。

カ　基準内給与月額は、直近の給与明細の基本給＋扶養手当＋調整手当の合計額を記入してください。

【注】申込日時点で給与が支給されておらず、直近の給与明細を提出できない場合は、給与からの法定控除ができないため、貸付けの申込はできません。

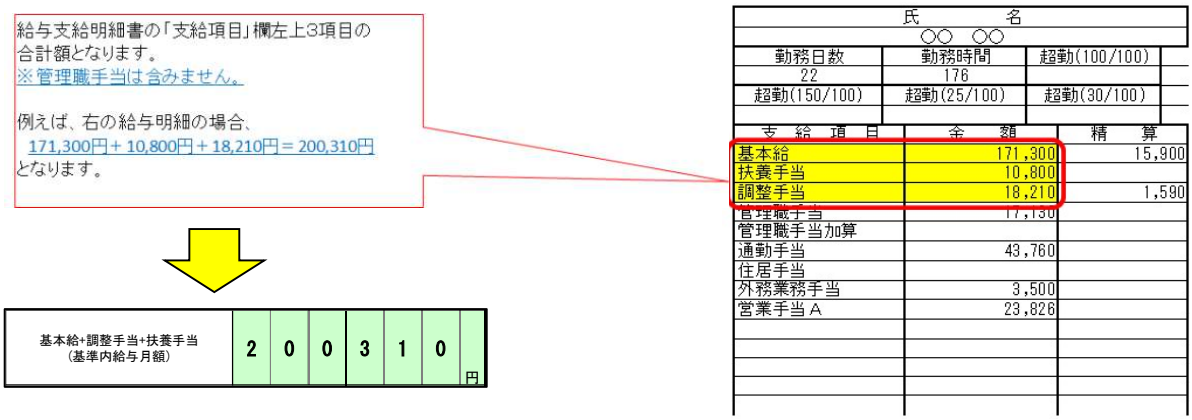

(3) 申請内容記入欄

ア　貸付情報

(ｱ) 送金年月は、共済組合ホームページで貸付金の送金スケジュールで申込締切日と送金予定日をご確認の上、記入してください。

(ｲ) 弁済方法は、月賦のみ又はボーナス併用のいずれかの□に「レ」を付してください。

イ　貸付申込金額

(ｱ) 各種別の貸付限度額以内かつ見積書等の金額の範囲内です。（見積書等の金額以上の申込みや端数部分を切り上げての申込みはできません。）

(ｲ) 既に貸付けを受けている場合、同種別（普通、特別又は住宅）の貸付限度額から現在の貸付残高を差し引いた額が貸付限度額となります。

　正確な貸付残高を確認されたい場合は、共済組合ホームページの貸付様式「共済組合貸付金残高等照会票」を共済センターに提出してください。

(ｳ) 貸付申込金額記入欄は次のとおりです。

Ａ　普通貸付及び特別貸付は 100 円の整数倍です。

Ｂ　一般住宅貸付及び特別住宅貸付は 50,000 円の整数倍です。

(ｴ) 月賦弁済金、ボーナス弁済金はそれぞれについての合計額を記入してください。それぞれ月々の弁済金、ボーナス１回ごとの弁済金ではありません。

【注１】弁済方法を「月賦のみ」にチェックした場合は、
① 貸付申込金額＝② 月賦弁済金合計額 となるように記入し、ボーナス弁済金合計額には記入不要です。

【注２】弁済方法をボーナス併用にチェックした場合は、
①貸付申込金額＝②月賦弁済金合計額＋③ボーナス弁済金合計額 となるように記入してください。

【注３】ボーナス弁済金合計額（③）は、貸付申込金額（①）の１／２以内の金額としてください。

(ｵ) 月賦弁済に係る最低弁済元金額は次のとおりです。

Ａ　普通貸付及び特別貸付は 2,000 円です。

Ｂ　一般住宅貸付及び特別住宅貸付は、前記「第３　貸付金の弁済」の「２　一般住宅貸付の貸付金の弁済」(2) 弁済金のとおりです。

【注】申込金額が少額で月々の弁済金額が最低弁済元金額を下回る場合は、各種別の上限の弁済回数での申込みはできませんので、ご注意ください。
　その場合は、月々の弁済金額が最低弁済元金額以上になるように弁済回数を減らして記入してください。

(ｶ) 弁済回数は貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して、種別ごとに定められた回数以内です。

【例１】貸付申込金額：1,000,000 円、弁済希望回数：50 回（月賦のみ）の場合

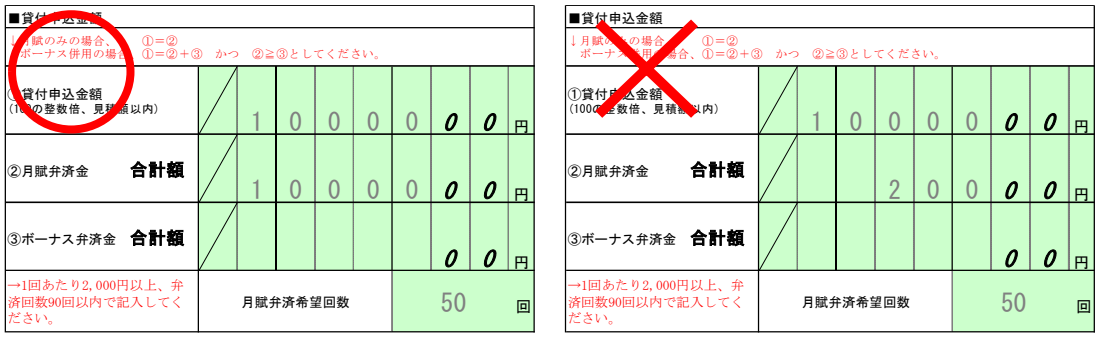

【例２】貸付申込金額：960,000 円、弁済希望回数：60 回（ボーナス併用）の場合

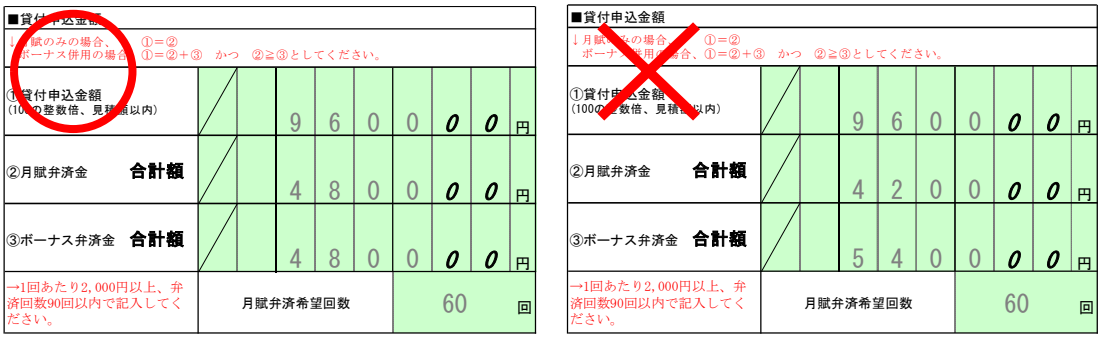

(ｷ) 金額等の数字は、全て正確に記入してください。

特に金額の桁間違いや不明瞭な記入等がないように注意してください。

また、やむを得ず金額を訂正する場合は、（印字されている０も含めて）金額全体を二重線で抹消の上、組合員氏名欄と同一の印を押印してください。

【金額の訂正方法】

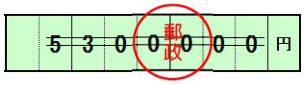

【不備となる記入例】

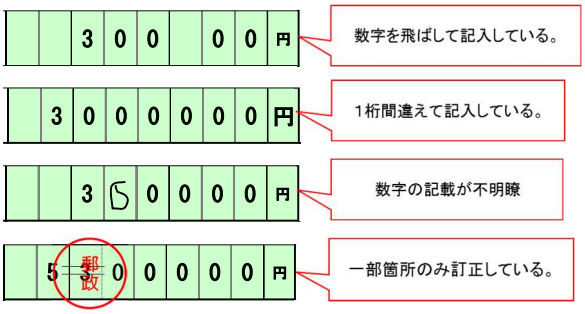

ウ　送金先口座等

送金先口座は、原則、申し込みされた組合員の給与口座を指定してください。送金先口座番号は、送金機能付きのゆうちょ銀行総合口座の通帳記号・番号を記入してください。

【注１】総合口座（送金機能付）のチェックとして総合口座通帳表紙裏見開き部分の「振替口座開設」欄に「〇」印が付されているか確認してください。（送金機能付）通帳であっても、通常貯蓄貯金の通帳には送金できません。

【注２】通帳記号のうち、再発行記号（「－２」など）の記載は不要です。

【注３】ゆうちょダイレクト＋（プラス）（無通帳型総合口座）をご利用の場合は、Web ページのログイン後の口座番号及び名義カナが確認できるページ（下図参照）を印刷の上、提出してください。キャッシュカードのコピーでは受付できません。

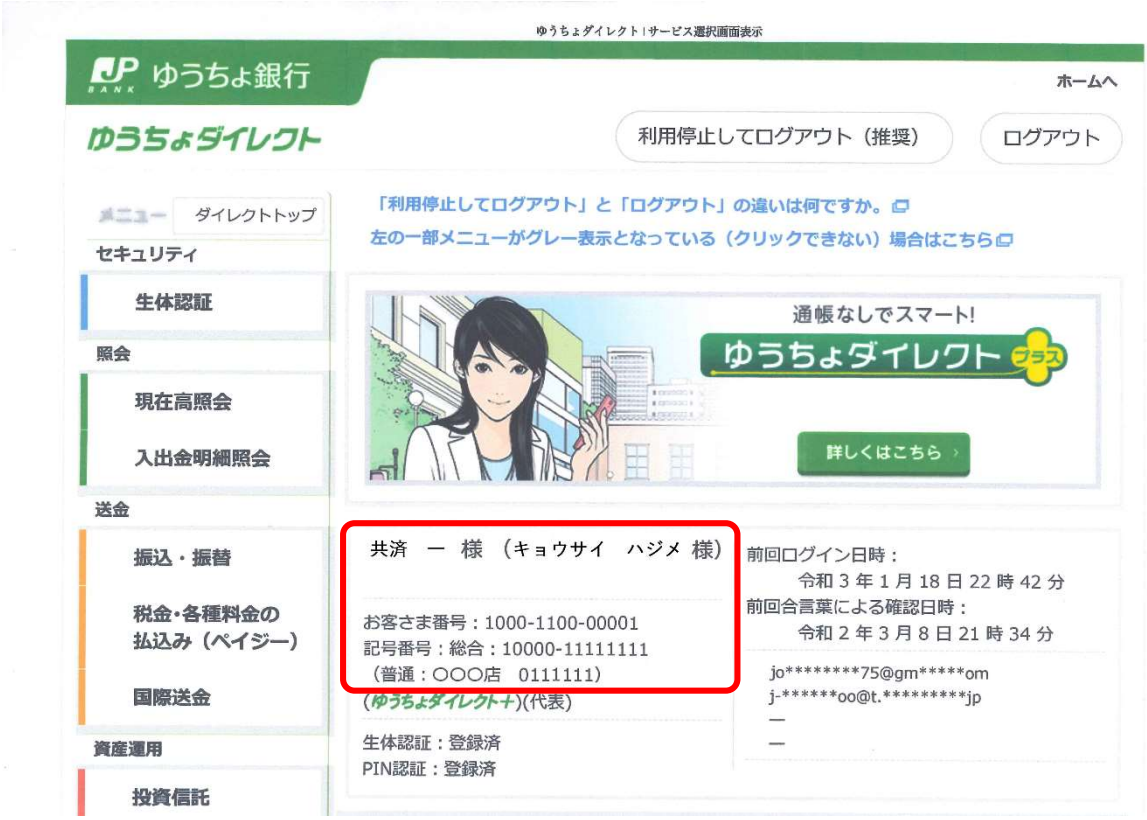

エ　貸付申込事由

申込事由の記入例については、該当する貸付種別の記入例をご確認ください。

オ　誓約書欄

記載内容をよくお読みいただき、全ての項目を承知いただいた上で、氏名を自署ください。署名が無い場合はお申込みいただけません。

2　借用証書の記載について

(1) 借用金額は、アラビア数字で記入ください。

【注】借用証書の金額訂正は認められません。
金額の変更や誤記入は、借用証書を再作成してください。

(2) 記入日は、申込書の記入日と同日としてください。

(3) 借受人氏名は自署ください。

(4) 押印は、申込書に押印したものと同一の印鑑を使用ください。

第２　普通貸付（一般）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由

組合員が、臨時の支出を必要とする場合。ただし、他の貸付けに該当する場合を除く。（規程第５条第１項）

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 普通貸付（一般）の貸付合計金額が 190 万円以内であること。

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して **90 回以内**。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア、イ）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③ ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

④ 直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

⑤ 貸付申込事由を証明する資料（運用(11) 規程第 17 条関係ア、イ）

見積書（宛名が組合員本人であること。かつ、業者名・社印・支払年月日が記載されていること。）、契約書、パンフレット等の申込事由の証明となり得る書類（その他、共済センター長が必要と認める書類）

⑥ 申立書（見積書に支払日の記載がない場合）

⑦ 各種申立書（以前の貸付けと同じ使途で申込む場合、申込事由に応じて提出）

６　貸付申込事由を証明する資料の具体例

申込事由		証明資料（複写可）
①	10 万円未満の物資を購入するとき	見積書
②	運転免許取得費用	見積書又は金額がわかる自動車学校のパンフレット等
③	車検費用、自動車やバイクの修理費用	見積書
④	門扉、物置、倉庫、車庫等新築費用	工事見積書又は契約書
⑤	造園工事費用	工事見積書又は契約書
⑥	水洗トイレ、ガス、水道の工事費用	工事見積書又は契約書
⑦	引越費用（就学に伴う引越を除く）	見積書
⑧	賃貸物件の敷金・礼金等（家賃及び保険料等の毎月支払う費用を除く）の費用	賃貸借契約書
⑨	住宅取得に係る諸費用（不動産登記費用等）	金額の記載がある売買契約書等
⑩	壁面工事を伴わないユニットバスの設置費用	工事見積書又は契約書
⑪	床、壁面、配管工事等を伴わないエコキュートシステムの設置のみの費用	工事見積書又は契約書
⑫	医療貸付に該当しない診療に係る費用	見積書
⑬	教育貸付に該当しない教育費	金額がわかる募集要項等
⑭	葬祭貸付に該当しない（死後直後ではない）法事に要する費用	見積書

７　貸付後の手続

貸付事由に係る支払いを行ったことを証明するため、送金日の属する月の翌月末までに「支払事実届出書」と「領収書の写し等の支払いの事実が確認できる書類（社名、社印、支払の対象となった物品又は役務の具体的な内容、金額及び支払年月日が記載されているもの）」を提出してください。

なお、提出していただいた領収書の写し等について疑義がある場合は、後日、原本の提出を求めることがありますので、提出後１か月程度は廃棄せず、保管してください。

【注１】領収書等の提出がないときは一括弁済していただきます。

【注２】提出された領収書等の金額と貸付金額に 10%以上の差異があった場合は、その差額について、10,000 円の整数倍で臨時弁済していただきます。

８　普通貸付（一般）申込みの注意事項

(1) 添付書類の見積書等は、原則として業者発行の見積書（宛名が組合員本人であること。かつ、業者名・社印・支払年月日が記載されていること。）を用意してください。インターネットで購入する場合等、見積書の提出が困難な場合は、パンフレットやインターネットのログイン後の画面を印字したもので代用することも可能です。

また、見積書に支払年月日の記載がない場合は、支払日に関する申立書の提出が必要です。

(2) 過去の貸付事由と同一又はそれに関連する事由の貸付けを申込みされる場合、過去の貸付

け及び当該貸付申込みに係る確認資料を提出していただきます。提出していただけない場合は、貸付けを行うことができません。

９　普通貸付（一般）の貸付申込事由の記入例

【例１】１単位が 10 万円未満の物品を購入するための費用を申込む場合

ブルーレイレコーダー、ソファー、自転車を購入するにあたり自己資金が不足するため、購入資金を申し込みます。（内訳）ブルーレイレコーダー：85,330 円　ソファー：66,700 円　自転車：28,999 円　合計：181,029 円

【注１】購入する商品を記入してください。
【注２】個人間での売買は貸付けの対象となりません。
（例）友人からオーディオデッキを〇〇円で譲り受ける 等
【注３】１単位が 10 万円以上の物品を購入する（内訳の中に 10 万円以上の物品が１点でも含まれている）場合は、普通貸付（物資）で申し込んでください。

【例２】故障した自動車の修理のための費用を申込む場合

本人が使用している車（トヨタプリウス 品川 33 22-11）が故障し、修理のための自己資金が不足するため、修理費用を申し込みます。

【注１】１単位が 10 万円以上の部品等を購入するのみの場合は、普通貸付（物資）となります。
【注２】１単位が 10 万円以上の部品等が含まれている場合であっても、修理等の工事を依頼する場合には、普通貸付（一般）となります。

【例３】バスユニットの交換に係る費用を申込む場合

バスユニットの交換費用について、自己資金が不足するため、工事費用を申し込みます。

【注】壁面を掘削するなどして、配管を大幅に入れ替えたり、浴室全体をリフォームしたりするような工事を伴う場合は、一般住宅貸付となります。

【例４】１単位が 10 万円未満の物品を購入するための費用を申込む場合

８畳の自宅で使用する 42V 型液晶テレビ、洗濯機、単身で使用する冷蔵庫（300L）を購入するにあたり自己資金が不足するため、購入費用を申し込みます。（内訳）テレビ：98,000 円、洗濯機：65,000 円、冷蔵庫：90,800 円　合計 253,800 円

【注１】購入する商品を記入してください。商品が複数に及ぶ場合は、内訳を明記してください。
【注２】個人間での売買は貸付けの対象となりません。（例）友人からテレビを〇〇円で譲り受ける等

第３　普通貸付（物資）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由

10 万円以上の物資を購入する場合。

【注１】物資貸付の対象となる物資とは、社会通念上、一般の家庭生活を行う上で真に必要と認められるものとなっています。

【注２】中古車を購入する場合、走行距離が 10 万 km 以上のもの及び使用年数が 10 年を経過し、かつ、車検満了期限が半年以内であるものについては、貸付けできません。

３　貸付限度額

(1) 貸付限度額

次の要件を満たしていること。

ア　普通貸付（物資）の貸付合計金額が 190 万円以内であること。

イ　普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

ウ　全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

(2) 貸付金額の単位

１単位が 10 万円以上で、100 円の整数倍。（規程第５条第５項）

【注１】単位とは、個、冊、セット又は式等をいい、この価格が 10 万円以上である場合は、物資貸付となります。（以下、個又は冊を「個」、セット又は式を「セット」といいます。）

【注２】通常、セットを単位として販売される 10 万円以上の物資のうち、個単位に分離して購入できるものを組合員が個単位で購入する場合、その個単位の価格が 10 万円未満であるときは、普通貸付（一般）となります。（運用(1) 第５条関係ア(ｱ)）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して 90 回以内。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア、イ）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③　ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

④　直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

⑤　見積書（宛名が組合員本人であること。かつ、業者名・社印・支払年月日が記載されていること。）等（運用(11) 規程第 17 条関係イ）

⑥　申立書（見積書に支払日の記載がない場合）

⑦　各種申立書（以前の貸付けと同じ使途で申込む場合、申込事由に応じて提出）

６　貸付後の手続

貸付事由に係る支払いを行ったことを証明するため、送金日の属する月の翌月末までに「支払事実届出書」と「領収書の写し等の支払いの事実が確認できる書類（社名、社印、支払の対象となった物品又は役務の具体的な内容、金額及び支払年月日が記載されているもの）」を提出してください。

なお、提出していただいた領収書の写しについて疑義がある場合は、後日、原本の提出を求めることがありますので、領収書の原本は、提出後１か月程度は廃棄せず、保管してください。

【注１】領収書等の提出がないときは一括弁済していただきます。

【注２】提出された領収書等の金額と貸付金額に 10%以上の差異があった場合は、その差額について、10,000 円の整数倍で臨時弁済していただきます。

７　普通貸付（物資）申込みの注意事項

(1) 添付書類の見積書等は、原則として業者発行の見積書（宛名が組合員本人であること。かつ、業者名・社印・支払年月日が記載されていること。）を用意してください。インターネットで購入を行う場合等、見積書の提出が困難な場合は、パンフレットやインターネットのログイン後の画面を印字したもので代用することも可能です。

また、見積書に支払年月日の記載がない場合は、支払日に関する申立書の提出が必要です。

(2) 過去に自動車又はバイクの購入に係る貸付けを受け、故障等による買替えを理由に新規の貸付けを申込む場合、既貸付分で購入した自動車又はバイクの現況等についての確認書類を提出してください。

なお、確認書類については、申込日から起算して２年以内の車検証等を提出の対象とします。

(3) 過去の貸付事由と同一又はそれに関連する事由の貸付けを申込みされる場合、過去の貸付け及び当該貸付申込みに係る確認資料を提出していただきます。提出していただけない場合は、貸付けを行うことができません。

８　普通貸付（物資）の貸付申込事由の記入例

【例１】車を購入する場合

自身が運転する新車（日産リーフ）を購入するにあたり自己資金が不足するため、購入費用を申し込みます。

【注１】個人間での売買は貸付けの対象となりません。（例）友人からバイクを〇〇円で譲り受ける等

【注２】中古車を購入する資金の貸付けを申込む場合、見積書には車種、走行距離、使用年数、車検満了期限の記載が必要です。

【例２】1 単位が 10 万円以上の物品を購入するための費用を申込む場合

10 畳のリビングで使用する 46V 型液晶テレビ、洗濯機、家族４人で使用する冷蔵庫（500L）を購入するにあたり自己資金が不足するため、購入費用を申し込みます。（内訳）テレビ：269,000 円、洗濯機：98,000 円、冷蔵庫：159,800 円　合計 526,800 円

【注１】購入する商品を記入してください。商品が複数に及ぶ場合は、内訳を明記してください。

【注２】１単位が 10 万円未満の物品が含まれている場合でも、見積書が同じであれば普通（物資）での申込みが可能です。

【注３】個人間での売買は貸付けの対象となりません。（例）友人からテレビを〇〇円で譲り受ける等

第４　普通貸付（特認）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係ア(ｲ)）

次の事由など本部長が必要と認めたとき。

(1) 異動に伴う引越及び退去に経費を要する場合

(2) 海外出張に経費を要する場合

(3) 医療、出産等により特別貸付（医療）の付随経費を要する場合

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 普通貸付（特認）の貸付合計金額（今回申込みのもの及び申込み中のものも含む。次項において同じ。）が 380 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して 120 回以内。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア、イ）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③ ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

④ 直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

⑤ 貸付申込事由証明資料（運用(11) 規程第 17 条関係イ）
見積書等の申込事由の証明となり得る書類（その他、必要と認める書類）

第５　特別貸付（教育）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由

(1) 組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の子が入学又は就学に伴う（教育機関に支払う）費用が必要な場合。（規程第５条第１項）

(2) 対象となる教育機関は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、同法 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条に規定する各種学校若しくはこれに準ずる学校又はこれらの学校に準ずる外国の教育機関。（運用(1) 規程第５条関係イ(ｱ)）

【注１】受験のための交通費等、ホームステイ費用、通学のための下宿費用、カルチャーセンター・クラブ費用、ピアノ・パソコン等の購入費用等を除きます。

【注２】専修学校及び各種学校の要件とは、次のア～ウの条件を全て満たす場合です。

ア　修業年限が１年以上であること。

イ　私立にあっては、学校法人であること。

ウ　学校教育法に定める学校教育に類する教育を行うものであること。

【注３】既に費用を支払っているものでも、支払いに緊急を要したために貸付申込期限に間に合わなかった場合等で、やむを得ない事情があると特に認めたときは、領収書等（共済センターに申込書が届いた日から原則３か月以内に支払ったもの）の写しを確認資料として貸付けを受けることができます。

【注４】就学の費用とは、当面支払う必要のある費用をいい、あらかじめ数年分をまとめて貸付けを受けることはできません。

　また、授業料等の支払方法が月額払いで指定されている場合は、送金日から３か月以内に支払うものが貸付けの対象となります。

【注５】海外の教育機関への就学（短期留学を含む。）については、留学の準備に要する渡航関連費用を含みます。

【注６】日常生活を営むために必要と考えられる要素のある費用は除きます。

(3) 貸付対象となる項目及び貸付対象とならない項目の具体例は次のとおりです。ただし、個別には貸付対象とならないものであっても、対象となるもの（授業料等）と同じ請求書で一体的に請求されるもの（教材等）については対象となります。（運用(1) 規程第５条関係イ(7)）

貸付対象となる項目の例
受験料、入学金、通学定期代（３か月又は６か月）、授業料、学費、受講料
施設費、設備費、施設設備費、図書費、図書館充実費
学生会費、学生会入会金、自治会費、自治会入会金、生徒会費、生徒会入会金
同窓会費、校友会費、学友会費、各種会費
実験費、実習費、実験実習費、教育充実費、教育環境充実費
入学に伴う移転（引越業者へ支払う）費用、留学費（準備に要する渡航関連費用を含む。）

貸付対象とならない項目の例	
項目	理由
教材費※	教育機関以外に支払う費用のため ※　学校等が統一的に指定するものについては、貸付対象とする。
制服代※、鞄代※	
端末等購入費※	
スポーツ用具代、ユニフォーム代	
校外活動費、課外活動費、ホームステイ費用	就学上の直接的費用ではないため
寮費、家賃（普通貸付（一般）も不可） 保証金、管理費、敷金、礼金	日常生活を営む費用に該当するため
修学旅行積立金、卒業旅行積立金	複数年にわたり積立てる費用であるため
寄付金（普通貸付（一般）も不可）	寄付行為であるため

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 特別貸付（教育）の貸付合計金額が１回につき、190 万円以内で、かつ、特別貸付（教育）の貸付合計額（今回申込みのもの及び申込み中のものも含む。次項において同じ。）が 440 万円以内であること。ただし、学校等へ支払う金額が 190 万円に満たない場合は、学校等へ支払う金額の範囲内となる。（規程第５条第１項）

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して 140 回以内。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

①　貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

②　借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③　ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

④　直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

⑤　在学証明書又は学生証の写し、合格通知書又は入学許可を証明する資料（運用(11) 規程第 17 条関係オ）

⑥　請求書や学校等へ支払う費用の内訳がわかる資料又は支払済み領収書等※の写し

※　支払日が、申込日から起算して３か月以内のものに限ります。

⑦　教育貸付申立書（申込事由が入学資金の場合）

【注１】貸付申込みの際に合格通知書又は入学許可を証明する書類を添付した場合は、入学後速やかに在学証明書又は学生証の写しを共済センターに提出してください。

なお、申込時の学校名と入学後に提出した在学証明書等の学校名が相違する場合でも、在学する学校が貸付けの対象となる学校であれば、差し支えありません。（運用(11) 規程第 17 条関係オ）

【注２】在学証明書は、その在学する年度に発行されたものを提出してください。

６　貸付後の手続

次の貸付事由においては、支払いを行ったことを証明するため、支払月の翌月末日までに「支払事実届出書」に領収書の写し等の支払いの事実が確認できる書類（学校等名、氏名、金額、費用の内訳及び支払年月日が記載されているもの）を添付の上、提出してください。（運用(11) 規程第 17 条関係ケ）

(1) 受験料（※）

(2) 学校等が統一的に指定する教材費、鞄代及び制服代等

(3) 入学に伴う移転費用（引越業者へ支払う費用のみ対象）

(4) 通学定期券の購入費用

※　複数校（学部）を併願受験する場合は、最後の支払いを行った日の属する月の翌月末日までを提出期限とします。

また、提出していただいた写しについて疑義がある場合は、後日、原本の提出を求めることがありますので、領収書等の原本は、提出後１か月程度は廃棄せず、保管してください。

【注１】領収書等の提出がないときは一括弁済していただきます。

【注２】受験料を事由とする貸付けについて、申込金額よりも証明書類の支払い金額（払込手数料を除く。）が少なかった（一部又は全部の受験をとりやめた）場合は、差額を 10,000 円の整数倍で臨時弁済していただきます。

【注３】受験料と入学金・授業料を併せて申込む場合、入学校については、入学後速やかに学生証の写しを提出していただき、その他の併願校については、前記の期限までに領収書

の写し等を提出してください。

【注４】貸付金で購入した通学定期券について、理由の如何を問わず、有効期間の途中で払い戻しを行った場合は、払い戻した金額を１万円の整数倍で一部弁済していただきます。

【注５】貸付申込の事由に記載されていない支払に貸付金を充当した場合又は申込の事由に記載したうちの一部の支払に係る領収書等の提出ができない場合においては、差額を10,000円の整数倍で臨時弁済していただきます。

７　特別貸付（教育）の貸付申込事由の記入例

【例１】既に在学中で、授業料等の支払いのための貸付けを申込む場合
（注１、注２、注３、注７を参照）

郵政　太郎（子）が在学中で、令和〇〇年度　後期分の授業料（等）の支払いのため申し込みます。

【例２】既に在学中で、授業料等を１年度分全納で支払うための貸付けを申込む場合
（注１、注２、注３、注４、注５、注７を参照）

郵政　太郎（子）が在学中で、令和〇〇年度の授業料（等）の支払いのため申し込みます。

【例３】これから入学を予定する者の教育費用の貸付けを申込む場合
（注１、注２、注３、注４、注５、注６、注８を参照）

郵政　花子（子）が入学予定で、その入学金と令和〇〇年度　前期分の授業料（等）の支払いのため申し込みます。

【例４】通学定期代、制服・鞄・教材代又は就学に伴う移転費用を申込む場合
（注９を参照）

郵政　花子（子）が大学に入学予定で、就学地への引越費用及び自宅から大学までの通学定期代（〇〇駅～△△駅　令和〇年４月から６か月分）の支払いのため申し込みます。

【例５】これから受験を予定している者の受験料を申込む場合
（注10を参照）

郵政　花子（子）が大学受験で、〇〇大学△△学部××学科一般入試前期日程（35,000円）及び後期日程（35,000円）、〇△大学××学部△△学科センター試験利用（25,000円）の受験料の支払いのため申し込みます。

【注１】氏名、続柄、支払費用（入学金、授業料、受験料等）、授業料の場合は期間（〇年度１年分、〇年度前期分等）を記入してください。（複数人分申込む場合は、それぞれについて記入してください。）

【注２】授業料その他の申請内容を確認するために必要な情報（学校名、学部、学年等）が

ある場合は記入してください。

【注３】授業料のほかに施設費や学生会費等が含まれている場合は、「授業料等」と記入してください。

【注４】全納で支払う場合は、全納で支払いができることを示す書類（全納分の振込票等）の添付が必要です。

【注５】授業料等の支払いが前後期で分かれており、前期分の支払い後３か月以内、かつ、これから後期分を払う場合は、１年分として申込み可能です。この場合は、前期分の支払済み領収書等の写しと後期分の請求書等をどちらも添付してください。

【注６】入学後は速やかに在学証明書等の写し（余白に組合員番号及び組合員氏名を記入）を提出してください。

【注７】提出書類の在学証明書は、在学中年度に発行されたものを添付してください。

【注８】入学金等申込時に提出した資料の学校名と、入学後に提出した在学証明書等の学校名と相違しても、在学する学校が教育貸付の対象となる学校であれば差し支えありません。

【注９】通学定期代、制服・鞄・教材代又は就学に伴う移転費用を申込む場合で、支払済みの場合は、支払済の領収書等の写しを添付してください。

なお、申込時点で支払前の場合は、貸付後の支払事実の確認として、領収書等の写しを提出していただきます。

また、通学定期代を申込む場合で、支払済みの場合は、申込書に通学定期券面の写しを添付し、申込時点で支払前の場合は、貸付後の支払事実の確認として、通学定期券面の写しを提出していただきます。

【注 10】受験料を申込む場合は、募集要項等の資料に記載されている大学名、学部及び学科（コースや日程等が分かれている場合は、細部まで記載）及び個々の金額を記載してください。

第６　特別貸付（結婚）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係イ(ｲ)）

(1) 組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の子の結婚費用が必要な場合。（規程第５条第１項）

(2) 結納（結納金を除く）、挙式、披露宴、新婚旅行、婚約記念品及び結婚に伴い必要となる家具、電化製品、衣料等の購入に要する費用のほか、結婚に伴い必要となる各種費用が対象。（運用(1) 規程第５条関係イ(ｲ)）

【補足】結婚式等行事の事実発生前のみ対象です。（結婚式の費用であれば、結婚式の日が貸付けの送金予定日以降であること。）

【注１】結婚に伴い必要となる家具、電化製品、衣料等については、特別貸付（結婚）と普通貸付（物資）も利用でき、申込種別は組合員が選択できます。

【注２】結婚式に出席する者の旅費や宿泊費用、新居の引越又は敷金若しくは礼金に伴う費用は貸付対象外です。

【注３】結婚式を理由として結婚貸付を申込む場合、入籍から１年以内に挙式及び披露宴を行うことが条件です。

【注４】新婚旅行を理由として結婚貸付を申込む場合、入籍から６か月以内の旅行であることが条件です。

【注５】挙式・披露宴以外の理由で、入籍前に結婚貸付を申込む場合は、送金日の属する月の翌月から起算して６か月以内に入籍したことが確認できる婚姻届受理証明書等を送付してください。

【注６】挙式及び披露宴以外の理由で結婚貸付を申込む場合において、入籍したことが確認できる書類の提出がない場合は、一括弁済していただきます。

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 特別貸付（結婚）の貸付合計金額（今回申込みのもの及び申込み中のものも含む。）が190 万円以内であること。ただし、見積書の金額が 190 万円に満たない場合は、見積書の金額の範囲内となります（見積書の金額以上の申込みや、端数部分を切り上げての申込みはできません）。（規程第５条第１項）

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金

額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して **90 回以内**。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア、ウ）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）
② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）
③ ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）
④ 直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し
⑤ 支払日（挙式費用の場合は挙式日）、支払金額及び支払内訳がわかる見積書※等（運用(11) 規程第 17 条関係ウ）
※　パンフレットやインターネット画面を印字したものは受付不可。業者が発行したものであること。
⑥ 入籍したことが確認できる書類（婚姻届受理証明書等）の写し
⑦ 申立書（申込日時点で未入籍の場合）

６　特別貸付（結婚）の貸付申込事由の記入例

【例１】結婚予定者が組合員本人の場合

結婚予定者　郵政太郎（本人）、結婚予定年月日　令和〇〇年△△月◇◇日、挙式を行うため貸付けを申し込みます。

【注】貸付申込書の貸付申込事由欄に結婚予定者の氏名、続柄（申込人本人の場合でも記入してください。）及び結婚予定日を記載してください。（運用(11) 規程第 17 条関係ウ）

【例２】結婚予定者が、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の子の場合

結婚予定者　郵政花子（続柄・長女）、結婚予定年月日　令和〇〇年□□月△△日、披露宴を行うため貸付けを申し込みます。

【注】貸付申込書の貸付申込事由欄に結婚予定者の氏名、貸付申込人と結婚予定者との続柄及び結婚予定日を記載してください。（運用(11) 規程第 17 条関係ウ）

【例３】新婚旅行の費用を申込む場合

令和〇〇年□□月△△日に入籍し、新婚旅行に行くための貸付けを申し込みます。 令和〇〇年△△月××日から〇〇日間　大人２名（本人及び妻）

【注】新婚旅行を理由として、結婚貸付を申込む場合には、入籍から６か月以内の旅行であることの証明書（婚姻届受理証明書等）を添付してください。
なお、申込日時点で未入籍の場合は申立書を提出してください。

第７　特別貸付（災害）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由

自然災害、火災、その他の非常災害により、組合員又は組合員の被扶養者又は被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む）の居住する住居又は家財が損害を受け、その復旧のために臨時の出費を要する場合。（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係イ(ｳ)）

【注１】公的機関が発行した「り災証明書」を添付してください。（運用(1) 規程第５条関係イ(ｳ)）

【注２】申込日が、災害の発生日から起算して１年以内のものに限ります。（災害の発生日から１年以上経過している場合は、損害の原因の特定が困難となるため。）

【注３】支払い済みの場合は、支払日が、申込日から起算して３か月以内の領収書等を添付することにより、特別貸付（災害）として申込むことができます。

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 特別貸付（災害）の貸付合計金額（今回申込みのもの及び申込み中のものも含む。）が380 万円以内であること。ただし、見積書の金額が 380 万円に満たない場合は、見積書の金額の範囲内となります（見積書の金額以上の申込みや、端数部分を切り上げての申込みはできません）。（規程第５条第１項）

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して **120 回以内**。（規程第 11 条第３項）

５　弁済の猶予

(1) 弁済の猶予

弁済の猶予は、特に事情があって共済センター長がやむを得ないと認めたものに限ります。

弁済の猶予を受けようとするときは、その事情を貸付申込書の「貸付申込事由」欄に記入してください。

(2) 弁済猶予期間

弁済猶予期間は、原則として貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して **12 か月間**です。（規程第 11 条第１項(1)）

(3) 弁済猶予期間中の利息

弁済猶予期間中の貸付金に対する利息は、貸付けを受けた月の分から毎月徴収されます。（規程第９条第２項）

6　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア、エ）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③ ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）

④ 直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し

⑤ り災証明書※（運用(11) 規程第 17 条関係エ）

※　り災証明書の発行を消防署等へ申請する場合は、公的機関が現地調査をしてから発行するので、取り壊し等は申請前に行わないでください。（現地調査で確認できないと、り災証明書が発行されない場合があります。）

なお、り災の事実について、共済センター長が「災害見舞金請求書」（共済組合短期給付）や新聞記事等により確認できる場合は、り災証明書は必要ありません。

⑥ 見積書又は支払済み領収書等※の写し

※　支払日が、申込日から起算して３か月以内のものに限ります。

7　特別貸付（災害）の貸付申込事由の記入例

【例】被害を受けた家屋の修繕費を申込む場合

現在居住している自宅が、令和△△年〇〇月××日の地震により被害を受けたので、屋根・玄関・タイル・ブロック等の修繕のために必要となる資金を申し込みます。

【注１】災害貸付の対象となる住居の範囲には、ブロック塀、物置、ガレージ、庭の一部を含みます。

【注２】所有する自動車、二輪車等については、自然災害又は火災等により消失、損壊した場合においても対象となります。

第８　特別貸付（葬祭）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係イ(ｴ)）

組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子、若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の死亡により葬祭、墓地の購入、墓石の建設等に支払う費用が必要な場合。（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係イ(ｴ)）

【注１】金製仏具等著しく贅沢に及ぶものを除きます。

【注２】生前に購入する自分のための墓石、墓地及び戒名料並びに葬儀に出席する者の旅費及び宿泊費用を除きます。

【注３】先に支払いを済ませている場合は、支払日が、申込日から起算して３か月以内の領収書等の写しを添付することにより、特別貸付（葬祭）として申込むことができます。

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 特別貸付（葬祭）の貸付合計金額（今回申込みのもの及び申込み中のものも含む。次項において同じ。）が 190 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して **90 回以内**。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③ ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

④ 直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

⑤ 見積書又は支払済み領収書等※の写し

※　支払日が、申込日から起算して３か月以内のものに限ります。

６　特別貸付（葬祭）の貸付申込事由の記入例

【例１】墓石の購入費用を申込む場合

義母〇〇が令和△△年〇〇月××日に他界し、墓を建立するための費用を申し込みます。

【例２】葬儀費用を申込む場合

実父〇〇が令和△△年〇〇月××日に他界し、既にその葬儀費用の支払いを済ませたところですが、貸付けを申し込みます。

【注】先に支払いを済ませている場合は、支払日が、申込日から起算して３か月以内の領収書等を添付してください。

【例３】納骨等の費用を申込む場合

妻〇〇が令和△△年〇〇月××日に他界し、永代供養にあたりお寺へ納骨するための費用を申し込みます。

第９　特別貸付（医療）

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が６か月以上の組合員であること。（規程第６条第１項）

２　貸付申込事由

組合員、組合員の被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子、若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の医療費、出産費等病院等に支払う費用及び介護に要する費用が必要な場合。（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係イ(ｵ)）

【注１】単に美容のみを目的とする整形（隆鼻術等）の場合は、特別貸付（医療）の対象とはなりません。

【注２】歯の矯正のうち単に美容整形を目的としたものは特別貸付（医療）の対象外ですが、「顎関節症」等、医師の診断書があるものについては診断書等の内容により個別に審査し、特別貸付（医療）の対象となる場合もあります。

【注３】出産に係る特別貸付（医療）と出産費・家族出産費の受取代理制度又は直接支払制度の併用はできません。

【注４】介護福祉施設や訪問介護の月額利用額等は特別貸付（医療）の対象とはなりません。なお、月額利用料や毎月の入居費用等の月単位で支払う費用は、生活費とみなされるため、貸付対象とはなりません。

【注５】公的助成を受ける場合は、要する費用助成額の差額分のみが貸付対象となります。

【注６】先に支払いを済ませている場合は、支払日が、申込日から起算して３か月以内の領収書等の写しを添付することにより、特別貸付（医療）として申込むことができます。

３　貸付限度額

次の要件を満たしていること。

(1) 特別貸付（医療）の貸付合計金額（今回申込みのもの及び申込み中のものも含む。次項において同じ。）が 380 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(2) 普通貸付及び特別貸付の全ての貸付合計額が 630 万円以内であること。（規程第５条第１項）

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して **120 回以内**。（規程第 11 条第３項）

５　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 規程第 17 条関係ア、カ）

① 貸付申込書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

② 借用証書（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

③ ゆうちょ銀行総合口座の通帳（送金機能付き）表紙裏見開きの写し等（送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

④ 直近（申込日の属する月の前月又は当月分）の給与明細書の写し（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

⑤ 医師の診断書、所要経費が確認できる書類、支払済み領収書等※の写し

なお、介護に要する費用の申込みについては、市区町村が発行する要支援・要介護認定区分を証明する書類、障がい者手帳又は公的助成額を証明する書類の写し（運用(11) 規程第 17 条関係カ）

※　支払日が、申込日から起算して３か月以内のものに限ります。

⑥ 医療貸付申立書（所要経費が確認できる書類が提出できない場合）

６　特別貸付（医療）の貸付申込事由の記入例

【例１】出産費用を申込む場合

妻〇〇が、令和××年△△月に出産予定のため出産費用を申し込みます。

【注１】出産する方の氏名と組合員との続柄を記入してください。組合員本人であっても氏名及び続柄の記入は必要です。

【注２】母子手帳（写）を添付してください。

【注３】出産費・家族出産費の受取代理制度又は直接支払制度が利用できなくなりますので、当該制度について確認の上、申し込んでください。

【例２】長期の入院費用を申込む場合

父〇〇が令和××年△△月から入院しており、今後もしばらくは入院しなければならず、入院費等が多くかかるため、当面の費用として令和××年△△月から□□月までの３か月分の入院費用を申し込みます。

【注１】入院する方の氏名と組合員との続柄を記入してください。組合員本人であっても氏名及び続柄の記入は必要です。

【注２】医師の診断書（写）を添付してください。

また、診断書の診断期間は、原則３か月ですので、貸付けを申込むことができる費用は３か月分となります。それ以上の期間、医療費が必要な場合は、数回に分けて申し込んでください。

【注３】医療機関から入院費用の見積書の発行を断られて、当分入院する場合は、診断書にその旨記載していただき、それまでにかかった入院費用の請求書・領収書等の写しを添付してください。

【例３】歯の矯正の費用を申込む場合

子〇〇の不正咬合矯正治療に費用がかかるため申し込みます。

【注１】治療する方の氏名と組合員との続柄を記入してください。組合員本人であっても記入が必要です。

【注２】医師の診断書（写）を添付してください。

第 10　一般住宅貸付

1　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が３年以上の組合員であること。（規程第６条第２項）

2　貸付申込事由

(1) 組合員又はその被扶養者が居住するための住宅を新築若しくは購入するとき、土地を購入するとき又は大規模な増改築（増築、改築若しくは移転に係る部分の延床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの又はその延床面積が 10 ㎡以下で工事費用が 200 万円を超えるもの。）を行うとき。（規程第５条第１項、運用(1) 規程第５条関係ウ(ｳ)）

(2) 組合員又はその被扶養者が居住する住宅の修繕又は小規模な増改築（以下「修繕等」といいます。）を行うとき。ただし、当該住宅が組合員又はその被扶養者の所有する建物でないときは、共済センター長が特にその必要性を認めた場合に限り貸付けの対象となります。（規程第５条第１項イ）

(3) 一般住宅貸付により取得する物件の所有名義は借受人であること。ただし、例外として次の場合があります。

ア　共同所有名義の場合（運用(1) 規程第５条関係ウ(ｵ)）

(ｱ) 範囲

共同名義人は、組合員の配偶者又は２親等以内の親族で、組合員と同居する必要があると共済センター長が認めるものに限ります。

(ｲ) 貸付金額

取得する物件の価格に借受人の持分の割合を乗じて得た額以内で、かつ、借受人の貸付限度額の範囲内です。

なお、持分とは所有権の登記を行う際の持分をいいます。

イ　借受人以外の所有名義の場合（運用(1) 運用第５条関係ウ(ｲ)）

(ｱ) 借受人自ら居住する建物を取得すること。

(ｲ) 所有名義人は、借受人の配偶者又は１親等の親族であること。

(ｳ) 貸付限度額の範囲内で 300 万円以内。

【注】土地のみの購入は除き、増改築、修繕についても貸付けの対象となります。

以上の条件で共済センター長がやむを得ないと認めたものに限ります。

参　考

・表の符合は次のとおり

□・・・直系血族

◇・・・傍系血族

△・・・直系姻族

▽・・・傍系姻族

・１、２は親等を示す。

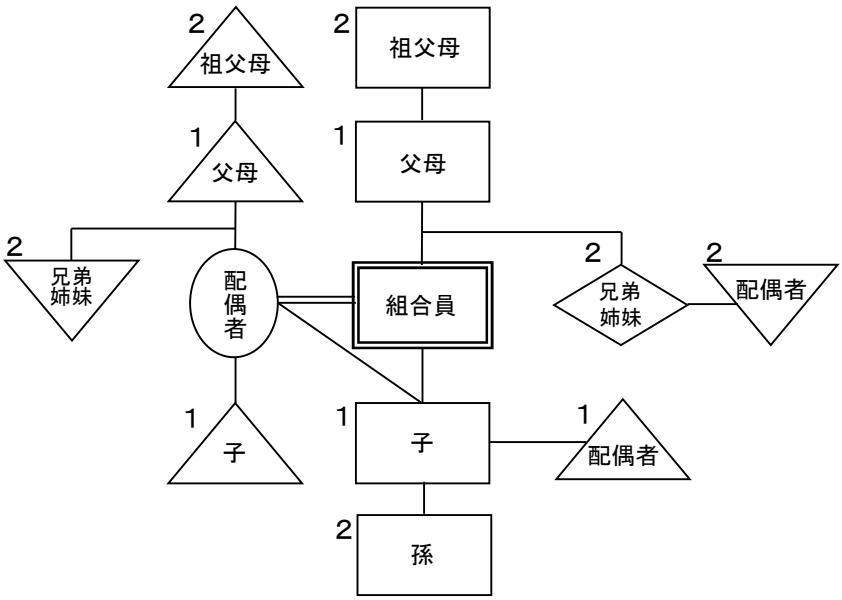

(4) 貸付けの対象となる物件は次のとおりです。

ア　一般住宅貸付の対象となる住宅の延床面積は、共済センター長が特に必要と認めた場合を除き次のとおりです。（規程第７条第２項、運用(5) 規程第７条関係ア）

住宅…280 ㎡（約 84 坪）以内

【注】共済センター長が必要と認めた場合とは、次のとおりです。

(ｱ) ２世代以上同居する場合

(ｲ) 増改築の場合

(ｳ) 冠婚葬祭を自宅で行う等、地域的に、特に事情があると認められる場合

イ　一般住宅貸付の対象となる土地の面積は、共済センター長がやむを得ないと認めるものを除き、次のとおりです。（運用(5) 規程第７条関係ア）

土地…330 ㎡（100 坪）以内

ウ　既に土地又は住宅を所有している場合は、共済センター長がやむを得ないと認めるものを除き、その土地又は住宅を処分し、新たに他の物件を取得するものに限ります。ただし、次の場合は除きます。

(ｱ) 土地のみを所有している者が、その土地に住宅を取得する場合

(ｲ) 所有する住宅を増改築する場合

(ｳ) 所有する土地が狭あいのため、隣接する土地を取得する場合

(ｴ) 借地に住宅を取得した者が、その借地を取得する場合

(5) 貸付けを受けることができない場合は次のとおりです。

ア　所有権の移転登記が完了しているもの

貸付けが決定される以前に、貸付申込人名義で保存又は移転登記が完了している物件。

イ　取得（工事）完了届※が提出できないもの

貸付金を受領した月の翌月から起算して６か月以内に取得（工事）完了届の提出ができない物件。

※　取得（工事）完了届は、送金日の属する月の翌月から起算して６か月以内に、住宅貸付の借受人は、不動産登記簿の全部事項証明書（以下「全部事項証明書」という。）、工事費の領収書等、住民票等を添付の上、提出しなければなりません。（規程第 22 条）

【特例】取得の届出が６か月以内にできないことが明らかな場合であっても、当該物件の売買契約の相手が、都市再生機構、地方住宅供給公社等住宅関係公共機関であって共済センター長がやむを得ないと認めたものについては、貸付けを行うことができます。（運用(1) 規程第５条関係ウ(ｴ)）

ウ　住宅を建築できない土地

市街化調整区域や農地等は住宅を建築できないことが多いですので、ご確認ください。

後日、取得（工事）完了届により貸付けの対象とならない物件であることが判明した場合は、貸付金を一括弁済することとなります。

【注１】貸付金の送金日よりも前に登記しないこと。

【注２】貸付金の送金日よりも前に工事（売買）代金を支払わないこと。

３　貸付金額

貸付金額が、次の貸付限度額の範囲内で、貸付けの対象となる土地又は住宅を取得する価格以内。（規程第５条第３項）

(1) 組合員期間及び退職手当等による貸付限度額等

組合員期間	最低保障額	最高限度額
３年以上５年未満	300 万円	1,200 万円
５年以上 10 年未満	400 万円	
10 年以上 15 年未満	700 万円	2,000 万円
15 年以上 20 年未満	1,200 万円	
20 年以上	1,400 万円	

(2) 社宅退去特別加算（規程第５条第４項）

ア　特別加算の条件

(ｱ) 社宅退去特別加算の適用は、社宅の建替えに伴い明渡しを請求された者が、自ら居住するための住宅を新築又は購入する場合に限られます。

(ｲ) 社宅に入居している組合員が社宅管理者等から、当該社宅の退去請求の通知を受け取った日から同通知書に記載された社宅退去期限までに、貸付申込書を共済センター長に提出しなければなりません。（運用(1) 規程第５条関係ウ(ｸ)）

【注１】土地のみの取得の場合又は増改築の場合は適用されません。

【注２】民間借上社宅は該当しません。

【注３】貸付申込書に退去請求の通知書の原本を添付してください。（運用(11) 規程第 17 条関係カ(ｴ)）

イ　特別加算額

社宅の建替えに伴い明渡しを請求された者が、自ら居住するための住宅を新築又は購入（併せて土地を購入する場合を含む。）する場合は、規程第５条第３項の最高限度額に 200 万円の特別加算を適用することができます。

(3) 全ての貸付け（今回申込みのもの及び弁済中のものを含む。）の月額弁済元利金合計額、労働金庫弁済金や給与からの差し押さえなど、給与明細書から判断できる弁済金を加えた金額

が、申込人の基準内給与の月額（基本給＋扶養手当＋調整手当）の 30%以内であること。（規程第７条第４項）

４　弁済回数

貸付けを受けた月の翌月から起算して次表に定める回数以内。（規程第 11 条第３項）

貸付金額	弁済回数
50 万円以下の貸付け	100 回
50 万円を超え 100 万円以下の貸付け	150 回
100 万円を超え 200 万円以下の貸付け	250 回
200 万円を超える貸付け	360 回

５　追加貸付

現在共済貸付を受けている者が、限度額の範囲内において、次の場合に限り更に一般住宅貸付を受けることができます。（運用(1) 規程第５条関係ウ(ｹ)）

(1) 貸付けにより土地を取得した者が、その土地に住宅を取得する場合
(2) 貸付けにより借地に住宅を取得した者が、その借地を取得する場合
(3) 貸付けにより住宅を取得した者が、その住宅を増改築又は修繕等する場合
(4) 貸付けにより土地又は住宅を取得、修繕等した者が隣接する土地の取得を必要とする場合
(5) 前記(1)～(4)までのほか、共済センター長が真にやむを得ないと認めた場合

６　貸付申込みに必要な書類（運用(11) 第 17 条関係カ）

必要書類	新築	土地・建物の購入		増改築	修繕		土地のみ購入
		未登記	登記済		50 万円超	50 万円以下	
貸付申込書（様式）	○	○	○	○	○	○	○
借用証書（様式）	○	○	○	○	○	○	○
通帳表紙裏見開きの写し	○	○	○	○	○	○	○
給与明細書の写し	○	○	○	○	○	○	○
住宅貸付申立書（様式）	○	○	○	○	○	○	○
建築確認済証の写し（第１面～第５面）又は建築許可を必要としない旨の証明書	○	○		△※1			
工事請負契約書の写し	○			○※2	○		
工事費見積書の写し						○	
売買契約書の写し		○	○				○
固定資産税課税台帳登録証明書					○		
全部事項証明書（建物）の写し			○	○			
全部事項証明書（土地）の写し		○※3	○※3				○
土地使用承諾書（様式）※4	△			△	△		
増改築又は修繕等承諾書（様式）※5				△	△	△	
共同名義の同意書（様式）※6	△	△	△	△			
住宅建築誓約書（様式）							△
団体信用生命保険申込書兼告知書（様式）※7	△	△	△	△	△		△
宅地転用許可証の写し※8	△	△					△
保留地・仮換地証明書の写し※9		△					△
土地の実測図面、建築平面図の写し※10	△	△		△	△		△
配置図の写し※11	△			△			
解体証明書又は売買契約書の写し※12	△	△	△				
増改築又は修繕等に関する申立書（様式）※13				△	△	△	
現在の所有者と売主との間の売買契約書の写し		△	△				△
社宅の退去請求の通知※14	△	△	△				
公的助成を証明する書類※15				△	△	△	

※１　工事後の延床面積が 10 ㎡以上増加する場合
※２　工事費用の見積金額が、200 万円を超える場合は工事請負契約書の写しのみ可（工事費見積書の写しは不可）
　　工事費用の見積金額が、200 万円以下の場合は工事費見積書の写しでも可
※３　土地・建物の購入においてマンションを購入する場合は、土地の登記事項証明書は一部事項証明書（土地）を提出
※４　土地の名義が本人以外又は共同名義人がいる場合
※５　建物の名義が本人以外又は共同名義人がいる場合
※６　２名以上の共同名義で登記する場合
※７　住宅貸付金が 50 万円以上の場合に任意加入可（保険料は、月の初日における未弁済元金１万円につき２円）
※８　取得する土地の地目が田又は畑である場合
※９　土地が保留地又は仮換地となっている場合
※10　土地の実測図面の写し：開発分譲地等で貸付申込み時に当該土地が分筆以前で売買対象面積と全部事項証明書の面積が異なっている土地を購入する場合
　　建築平面図の写し：増改築の場合で、非適用地又は 10 ㎡以下の工事のため、建築確認済証が発行されない場合
※11　敷地内に建築確認済み証の申請以外の建物がある場合
※12　申込日現在で自己名義の建物を所有している場合
※13　所有者が貸付申込人以外の住宅を増改築又は修繕する場合、かつ、工事後に貸付申込人名義に登記することを条件に貸付けを行う場合
※14　社宅の退去請求の通知を受け取った場合で、かつ、社宅加算に該当する場合
※15　介護のための改良を行う場合

【注１】△印は、申込み内容に応じて必要となる書類です。

【注２】本人が作成する書類以外で、その売買に関して１通しか発行されないもの等は、写しを提出してください。ただし、社宅の退去請求の通知は原本を提出してください。

【注３】通帳表紙裏見開きの写しについては、送金先が給与口座以外の場合は、送金先口座及び給与口座２冊分の通帳表紙裏見開きの写しが必要です。）（運用(11) 規程第 17 条関係ア）

7　添付書類の留意事項

(1) 建築確認済証の写し

ア　住宅の新築又は増改築（10 ㎡を超える場合）を行う場合は建築の許可を必要としますので、建築確認の申請を行ってください。

イ　建築確認済証の建物面積中、「申請以外の部分」欄に建物面積の表示がある場合は、原則、増改築として取り扱うこととします。

ウ　新築住宅を購入する場合で、所有者（建築確認済証の建築主氏名）と売買契約書の売主が異なっているときは、所有者の証明書（売主に対しての売買済み又は売買を委任したことの証明書）を添付してください。

エ　建築確認済証（建築主事の認印があるもの）は、登記の際に原本を使用しますので、写しを添付してください。

オ　増改築の場合で、建築の許可を必要としない地域（非適用地）又は 10 ㎡以下の工事のため、建築確認済証が発行されない場合は、建物平面図（増改築の箇所を明示したもの又は増改築前と増改築後のもの等）を添付してください。

(2) 建築の許可を必要としない旨の証明書の写し

建築の許可を必要としない地域については、建築確認済証の写しに代えて建築工事届の写し又は非適用地の証明書（当該地が建築の許可を必要としない地域である旨を市町村長が証明したもの）を添付してください。

(3) 売買契約書の写し

ア　登記の際に原本を使用するため、写しを添付してください。

イ　所有権移転（保存）年月日又は代金の支払日が明確でないものは、所有権移転（保存）年月日又は代金支払日を明記した売主からの証明書又は貸付申込人の申立書（住宅貸付申立書とは別書類）を添付してください。

ウ　売主の氏名が表示されているが印影がないものは、売主から売主代理人あて売買する旨の証明書又は売買を委任した旨の証明を添付してください。

【注】売買対象物件に抵当権等諸権利が設定されている場合は、売買契約書に諸権利を抹消する旨が記載されているものとします。（記載のない場合は売主から諸権利を抹消する旨を証した書類を添付してください。）

(4) 工事施工者の工事費見積書の写し

ア　工事費見積書は、建築主氏名、見積年月日、見積金額及び見積金額の内訳が記載され、工事施工者の住所、氏名、押印等のあるものとします。

イ　工事費見積書に代えて工事請負契約書を提出する場合は、写しを添付してください。

(5) 取得する土地、住宅の全部事項証明書

ア　所有者（全部事項証明書の所有者氏名）と売買契約の売主とが異なっている場合は、所有者の証明書（売主に対して売買済み又は売買を委任したことの証明書）を添付してください。

イ　高層住宅等の場合は、全部事項証明書に代えて、一部事項証明書（物件の所有者及び抵当権等の諸権利が記載されているもの）とすることができます。

(6) 所有者の土地使用承諾書の写し

新築又は増改築で、土地の所有者が貸付申込人以外の場合は、所有者の土地使用承諾書（新築又は増改築をしてもよい旨が記載されているもの）を添付してください。

【注】土地の所有者が配偶者や親子等の親族であっても借地として取扱うため、承諾書が必要です。

(7) 宅地転用許可申請受理証明書の写し

当該土地の地目が田又は畑である場合は、農地委員会が宅地転用許可申請書を受理した旨の証明書又は宅地に転用されることが公証される証明書を添付してください。

(8) 住宅所有者の増改築承諾書

ア　増改築前の住宅の所有者（全部事項証明書の所有者氏名）が貸付申込人以外の名義となっている場合は、所有者の承諾書（増改築完成までに貸付申込人名義に所有権移転登記をする旨が記載されているもの）を添付してください。

イ　増改築前の住宅の所有者（全部事項証明書の所有者氏名）が死亡等により承諾書を徴することができない場合は、貸付申込人が増改築完成までに貸付申込人名義に所有権移転登記する旨等を記載した申立書を添付してください。

(9) 土地の実測図面の写し

開発分譲地等で貸付申込み時に当該土地が分筆以前で売買対象面積と全部事項証明書の面積が異なっている土地を購入する場合は、土地の実測図面を添付してください。

(10) 共同名義の同意書

次の場合は、共同名義人全員で記入押印されている同意書を添付してください。

ア　新築、増改築の場合

建築確認済証の建築主氏名は１名であるが、２名以上の共同名義で登記する場合

イ　物件購入の場合

売買契約書の買主氏名は１名であるが、２名以上の共同名義で登記する場合

(11) 住宅建築誓約書

土地のみを取得しようとするものは、５年以内に購入する土地に自己の居住する住宅を必ず建築する旨の住宅建築誓約書を添付してください。

貸付実施日後６か月を超えない期間に建物の建築を行う場合は、住宅建築誓約書に代えて建築確認済証（写）又は建築確認申請書（写）とすることができます。

(12) 退去請求の通知

社宅管理者等から受理した退去請求の通知（原本）を添付してください。

8　貸付決定後の提出書類

(1) 提出書類（運用(15) 規程第 22 条関係ア）

取得（工事）完了届必要書類一覧

区分 必要書類	新築	土地・建物の購入		増改築	修繕	土地のみ購入
		マンション	建売			
取得（工事）完了届	○	○	○	○	○	○
所有権保存登記後の建物の全部事項証明書（複写可）	○	○	○	△*3		
所有権保存登記後の土地の全部事項証明書（複写可）		○	○			○
工事費受領証の写し	△*2	△*2	△*2	○	○	
マイナンバーを省略した住民票*1の写し	○	○	○	△*4	△*4	

○印：提出必須書類

△印：次の注釈のとおり申込内容に応じて必要な書類

【注釈】＊1：共同名義人がいる場合は、共同名義人名が記載されていること

＊2：申込時に工事請負契約書の写し又は売買契約書の写しを添付した場合は不要

＊3：増築で工事後の延床面積が 10 ㎡以上増加する場合のみ必要

＊4：現在居住中の家であれば不要

(2) 提出期限（規程第 22 条）

ア　貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して６か月以内に必要書類を共済センターへ送付してください。

イ　法務局又は工事施工者の都合等、借受人以外の原因によって取得後の全部事項証明書等の提出が遅延し、共済センター長がやむを得ないと認めたときは、その必要な期間、提出を延長できます。

　この場合、借受人は取得後の全部事項証明書等提出期限到来前（６か月以内）に延期を必要とする具体的理由を記載した「延伸願」にその事由を証明する資料を添付して共済センターへ提出し、事前に共済センター長の承認を受けなければなりません。

【注】延伸願により共済センター長が承認した場合を除き、取得後の全部事項証明書が期限内に提出されないときは、借受人は未弁済元利金を一括弁済することとなります。（規程第 21 条第５号）

(3) 届出書類の審査（規程第 21 条第５号、運用(15) 規程第 22 条関係ウ）

ア　取得（工事）完了届を提出後、届出内容と申込内容との相違の有無や提出書類の不備の有無等について審査の上、届出内容に疑義がある場合は、必要に応じて、原本及び確認資料の追加提出を求める場合があります。

　また、正当な理由なく原本を提出しない場合又は、提出された原本若しくは確認資料においても疑義が解消されず、共済センター長が、完了届の報告があったと認められないと判断した場合は、借受人は未弁済元利金を一括弁済することとなります。

イ　支払済み領収書等の金額と貸付金額に10%以上の差異があった場合は、元金均等弁済方式に限り、その差額について、10,000円の整数倍で一部弁済を求めます。

【注１】全部事項証明書の所有権保存登記年月日及び所有権移転年月日は、貸付金交付年月日（送金日）以降であることが条件です。

【注２】増改築については、全部事項証明書の構造や床面積等の変更登記年月日が貸付金交付年月日（送金日）以降であることが条件です。

９　貸付けを受けた物件の貸与又は譲渡の制限

(1) 借受人は、住宅貸付により取得した土地又は住宅を他に貸与又は譲渡（一部譲渡を含む。）しようとするときは、住宅貸付 土地・住宅 { 貸与・譲渡 } 承認願に次の書類を添付のうえ、共済センターへ提出し、共済センター長の承認を得なければなりません。（規程第23条、運用(16)規程第23条関係ア）

ア　貸与又は譲渡をする事由書
イ　貸与又は譲渡の契約書（案）
ウ　住宅の場合は設計図、土地の場合は公図の写し

(2) 借受人は、土地区画整理法又は都市計画法等により換地処分通知等を受けた場合は、その詳しい事情を記載した書類（様式適宜）に関係書類（換地処分通知書、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書及び換地図面等）を添付して、速やかに共済センターへ提出してください。（運用(16) 規程第23条関係イ）

【注】共済センター長の承認を得ずに貸与又は譲渡したときは、借受人は未弁済元利金を一時に弁済することとなります。（規程第21条第６号）

(3) 貸付けの対象となった物件の所有権が移転していないことを確認するため、当該物件に係る全部事項証明書及び住民票を提出していただく場合があります。（運用(16) 規程第23条関係エ）

10　元利均等弁済方式による一般住宅貸付

(1) 元利均等弁済方式の利用

「元利均等弁済」は、貸付申込金額が200万円を超える一般住宅貸付のみ利用対象です。したがって、200万円以下の一般住宅貸付は、「元金均等弁済」となります。

(2) 弁済方式の選択

貸付申込金額が200万円を超える一般住宅貸付を利用する場合は、貸付申込時に、元金均等弁済又は元利均等弁済のいずれかを選択してください。ただし、弁済の途中で弁済方式を変更することはできません。

【注】貸付利率は、どちらの弁済方式を選択しても変わりません。

第 11　特別住宅貸付

１　貸付申込人の資格

下記の要件をいずれも満たす組合員本人。

(1) 退職手当の支給があること。（規程第５条第７項）

(2) 組合員期間が引き続き 20 年以上の組合員で、貸付申込みの日から原則として２年以内に自己都合退職を予定している者又は５年以内に定年退職を予定している者（規程第６条第３項）

２　貸付申込事由

(1) 対象となる費用

組合員が居住するための住宅の新築、購入（土地の同時取得を含む。）、住宅の増改築又は修繕の費用。土地のみの購入は貸付けの対象外。（規程第５条第１項）

(2) 借受人の所有名義

取得物件の名義は、借受人の所有名義とするものに限ります。ただし、次の範囲内で共同名義の所有も認められます。（運用(1) 規程第５条関係ウ(ｵ) Ａ、エ(ｲ)(ｳ)）

組合員の配偶者又は２親等以内の親族で、組合員と同居する必要があると共済センター長が認める場合。

３　貸付限度額

貸付限度額は、住宅建築費又は購入費（当該建築物にかかる土地の購入費を含みます。）の相当額で、貸付申込日を退職日と仮定した場合における退職手当の額の範囲内とし、最高は、2,000 万円（社宅退去特別加算適用の場合は、最高 2,200 万円）です。貸付金額の単位は５万円です。（規程第５条第３項、第５条第４項、第５条第５項）

４　貸付申込みに必要な書類

必要書類等は、第２章の第 10 一般住宅貸付に準じます。

なお、貸付申込書の一部については次のとおり記載します。

(1) 弁済据置期間の記入・・・貸付けを受ける月の翌月から退職予定年月までの月数を記入

(2) 弁済期間、初回弁済金及び月賦弁済金・・・記入不要

５　取得の届出

取得の届出及び貸与又は譲渡の制限は、第２章の第 10 一般住宅貸付の例に準じます。（規程第 22 条、第 23 条）

第 12　借用証書の取扱い

１　借用証書の提出

貸付申込時に、貸付申込書とともに共済センターへ提出してください。

（規程第 17 条、運用(11) 規程第 17 条関係ア）

【注】借用証書の金額の訂正は認められません。
金額の変更や誤って記入した場合は、借用証書を再作成してください。

２　貸付金が完済された場合の借用証書の取扱い

共済センターにおいて保管している借用証書は、その貸付金が完済されたときに借受人に速やかに返却します。（規程第 20 条）

第３章

貸付決定後の手続

第３章　貸付決定後の手続

第１　貸付けの決定及び貸付金の交付

１　貸付けの決定

貸付申込書の審査及び決定（規程第 18 条、運用(12) 規程第 18 条関係ア、イ(ｲ)）

貸付申込書等の送付を受けたときは、共済センター長はその内容及び貸付申込人の返済能力等を審査し、貸付資金の状況等を考慮した上で貸付けの可否を決定します。

貸付けを行わないと決定したときは、その旨及びその事由を付記し、貸付申込書等を貸付申込人へ返します。

なお、次のいずれかに該当する場合は、特別貸付（災害）を除き貸付けできません。

(1) 貸付金が官公庁等共済組合貸付保険契約に基づく保険金により充当されたことがある場合

(2) 組合員が資格を喪失した場合以外の事由により未弁済元利金を一時に徴収されたことがある場合

２　貸付金の交付

貸付金は、原則、貸付申込人名義の給与口座であるゆうちょ銀行総合口座（送金機能付）に送金します。(運用(12) 規程第 18 条関係イ(ｱ)、運用(13) 規程第 19 条関係)

第２　弁済元利金の払込み

１　法定控除による払込み

月賦弁済金及びボーナス併用払におけるボーナスからの弁済金は、毎月の給与及びボーナスから法定控除します。（規程第 11 条第２項）

２　臨時弁済による払込み

借受人は、月賦弁済、ボーナス弁済の他に、残金の一部又は全額を臨時弁済することができます。（運用(7) 規程第 11 条関係エ）

(1) 弁済金額

ア　残額を一部弁済する場合

１万円の整数倍となります。（運用(7) 規程第 11 条関係エ(7)）

【注】元利均等弁済方式の場合は、未弁済元金の一括弁済はできますが、一部弁済はできません。

イ　残額を一括弁済する場合

未弁済元利金を一括弁済する場合の臨時弁済額は、未弁済元利金から当月分の弁済元利金を控除した後の当月末残高となります。

(2) 払込方法

借受人は、毎月５日から 15 日までの間に、ゆうちょ銀行の振替の方法により自ら送金してください。（運用(7) 規程第 11 条関係オ）

【注１】15 日が土日祝日の場合は前営業日までとなります。

【注２】指定日以外に臨時弁済が行われた場合、原則弁済金の受付ができません。

【注３】借受人の組合員資格喪失時の一時徴収には、払込日の制限はありません。

【注４】臨時弁済を行う月の前月の１日から 20 日までの間に臨時弁済の申込みが必要です。

３　弁済元利金控除の特例

(1) 法定控除が困難な場合の取扱い

借受人が、停職、無給休職及び育児休業等により、給与の支給を受けられない場合又は減給、休職等のため支給額がその月の法定控除額に満たない場合は、未弁済元利金又は不足する未弁済元利金をゆうちょ銀行の振替又は自動払込の方法により払い込んでください。

(2) 弁済が困難な場合の取扱い

前記(1)の場合で、借受人（元利均等弁済方式により弁済している一般住宅貸付の借受人を除く。）の生計状況等からみて真に弁済が困難であると認めたときは、その必要な期間、弁済を猶予することができます。この場合、借受人は弁済の猶予を必要とする理由を書いた延期申請書（様式適宜）を共済センターに提出してください。（運用(7) 規程第 11 条関係イ）

４　未弁済元利金の一時徴収

(1) 組合員資格を喪失したときの一時徴収

借受人が退職、死亡又は解雇等により組合員資格を喪失した場合は、当該借受人に対する全ての貸付けの未弁済元利金を一時に徴収します。

ア　退職手当等から控除する場合

借受人が退職した場合は、弁済予定表に記載された金額について、給与支給機関へ控除の依頼を行います。

イ　共済組合の給付金から控除する場合

退職手当等から法定控除後、未弁済元利金の残額がある場合又は退職手当等が支給されない場合、共済組合が支給する給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除きます。）があれば、そこから控除します。

ウ　借受人から一時徴収ができない場合

退職手当等から控除後、未弁済元利金の残額があり、借受人からも一時徴収ができない場合、あるいは退職手当の支給がなく、借受人からも一時徴収ができない場合は、官公庁等貸付保険による債権保全の取扱いとなります。（規程第 14 条）

(2) 組合員の資格を喪失したとき以外の一時徴収

借受人が次の事項に該当したときは、当該貸付けに係る未弁済元利金を一時に徴収します。（規程第 21 条）

なお、控除方法については、前記(1)の「組合員の資格を喪失したときの一時徴収」に準じます。

ア　虚偽の申立てにより貸付けを受けたとき又は貸付けの本旨に反して貸付金を使用したと認められたとき。

イ　正当な理由なくして弁済元利金を払い込まなかったとき。

ウ　住宅貸付にあっては、取得（工事）完了後の書類を、貸付けを受けた月の翌月から起算して６か月以内に提出しなかったとき。ただし、共済センター長の延期承認を受けた場合を除く。

エ　住宅貸付により取得した物件を共済センター長の承認を得ないで他に貸与又は譲渡したとき。